

企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤尊史
教育長	佐藤哲	教育管理部長	森谷幸彦
教育指導部長	山口博	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	竹田好秀	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	鈴木雄樹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	柴倉和典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林美佐子	事務局次長	細谷晃
総務主査	飯澤倫代	議事調査主査	曾根浩司
主任	佐藤丈史		

午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、まちの個性を高めるためのまちづくりに
向けて、米沢市は、没個性化する中で、高付加価
値化することは可能か、1番佐野洋平議員。
〔1番佐野洋平議員登壇〕（拍手）
- 1番（佐野洋平議員） 皆さん、おはようござい
ます。
まず、朝早くから傍聴席にお越しの市民の皆様、
また米沢市議会のユーチューブ等でこの議会を
傍聴されている皆様、誠にありがとうございます。
一言御礼を申し上げます。
今日は、このたびの一般質問は、まちの個性を
高めるためのまちづくりに向けて、米沢市は、没
個性化する中で、高付加価値化することは可能か
と題して質問いたします。
現在、米沢市政においては、来年度当初予算の
予算要求の時期です。10月17日には米沢市の令和
7年度予算編成方針が例年どおり示されました。
この点一言申し上げれば、当該内容の中で、物価
高騰に係る経済対策や生活支援事業にあっては、
臨時交付金などの国の財政措置がある場合のみ
別枠での要求を認めるとありますが、特段の財政
措置がない場合であっても、地元消費による地域
経済循環の考え方の啓蒙活動は可能です。地元消
費を応援する啓蒙活動は予算がなくてもできま
す。米沢市内で、できるだけお金が回る意識醸成

と消費行動を米沢市として促進することが、何よ
り重要だと考えます。

もともと、先日、12月5日、地元スーパーの株
式会社キムラが破産手続を開始するとの報がご
ございました。1946年の創業から今日まで、「おい
しい魚を食べるならキムラ」として、この海のな
いまち米沢の魚食文化の発展に多大なる貢献を
いただきました。魚市場の息子として生まれ育っ
た私にとって、家族のような企業であり、このよ
うな結果は痛恨の極み、無念です。

納品業者、取引業者、地元事業者が多く、純粹
な地元消費による地域経済循環の企業の消失は、
米沢の社会や経済にとって、実質的にも象徴的に
も大きなダメージです。今後の悪影響は短期的で
あり、かつ長期的です。

この点、米沢市は、12月6日の臨時の市長会見
において、できる限りの対応をすとし、市内5
か所の店舗等についても、市として何ができるか
検討するとしています。店舗跡地に、もうドラッ
グストアは要りません。キムラさんを愛された米
沢市民の皆さん、お客様、地元事業者の皆様の業
務や日常生活において、できる限り痛みを伴うこ
とがないよう、米沢市官民の垣根を越え米沢一丸
で取り組まなければなりません。

改めて、かつての平和通り商店街、中心地商店
街は空洞化し、シャッター通り化を経て、大手ド
ラッグストアチェーンなどの進出により、中心地
の郊外化、ロードサイド化が進みました。一部商
店が存続していますが、中心地のともしびは地元
飲食店街の皆様の営業努力で何とか守られてい
る状況であると言っても言い過ぎではありません。
中心地の郊外化、ロードサイド化は、大手ド
ラッグストアチェーンのさらなる拡大により、歯
止めがかかっていません。

上杉の城下町米沢は、今やドラッグストアのま
ち米沢になりました。私たちのまちの個性は急速
に失われています。

米沢に生まれ育った者として、町への愛着は人

一倍強く、何としてもこのまちの個性や魅力を守り、さらに伸ばして元気にしていきたい。私だけでなく、多くの米沢市民は考えているはずです。

それでは、何を実践すればいいのか。私たち米沢市民がよいとする、魅力とする、生き生きとした米沢の個性を伸ばし、没個性化に抵抗し、それを磨き上げ、高付加価値化するためには、どんな政策を実装していくことがこのまちの未来にとってふさわしいことなのか。あまりに過ぎ去った時間を振り返ることができるとしても、答えは出ているように思います。

米沢市政の行政の役割は、米沢市民生活の環境を整えつくることです。生活環境、社会環境、自然環境、経済はもとより、社会として存続するためにつくり込む必要があるのです。

具体的には、1つ、残したい場所をゾーニングすること。2つ、残したい、またはありたい姿をデザインし、つくること。3つ、残したい、またはありたい形とするためにルールをつくること。そして、4つ、上記について、美意識に基づき貫徹することが必要なのです。

米沢市のこれまでの政策は、果たしてこれに込んでいると言えるのでしょうか。現在、米沢市の進める無償化や負担軽減政策は、国民負担率の増大、実質賃金の低水準化、急激な物価高の影響等で、市民生活を緩和する措置としては一定の効果があります。しかし、それ以上に目を見開き、よく観察し、思考を深め、このまちの個性にスポットライトを当てなければなりません。

米沢には、商店街や飲食街、駅前の商業街、神社周辺の観光街、そして温泉街など魅力的な個性が残る〇〇街エリアがあります。これらを今までなかった水準で大胆に解釈し、磨き上げなければなりません。もはや時間は残されていません。

そこで、具体的には、このたび以下の質問をいたします。

まず、総論として、本市が考えるこのまちの個性とは何か。また、その個性を高めるための主要

政策や主要事業とは何か。なお、この中で食に関する政策があれば、この点もお知らせください。

小項目の1つ目、米沢市景観条例・米沢市景観計画は、まちの個性を高めたか。

平成22年、2010年に施行された米沢市景観条例・米沢市景観計画は、施行後の約20年間でどのような成果をもたらしたのか。また、現在の課題は何で、その解決策は何かお知らせください。

小項目の2つ目、小野川温泉について。

市は、まちの個性を高めるために何をしてきたのか。本市にとって最も重要な場所の一つである小野川温泉について、市はこれまでどのような政策を実施してきたのか、主要政策をお知らせください。また、新総合計画等の策定が進む中で、小野川温泉をどのように位置づけるのか、お知らせください。

小項目の3、再生可能エネルギーの在り方について。

本市にとって、再生可能エネルギーの促進と自然環境の保全は、このまちの価値を守るために重要です。このどちらも両立するような最適解を模索しなければなりません。

そこで、現在市が考える再生可能エネルギーに関するゾーニングや条例等について、お考えをお知らせください。

壇上からの質問は以上となります。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 佐野議員の御質問にお答えいたします。

私からは、本市におけるまちの個性についてお答えいたします。

本市の知名度は、全国に800弱ある市の中においても抜群に高いものであると感じております。その理由としては、豊かな自然や食のほか、伊達・上杉の城下町として培われた歴史、文化、伝統、多彩な人材の輩出、高度な技術に支えられたものづくり、加えて、我が国で初めて市制が施行され

た31市の中の一つであることなどが挙げられます。これらは全て、本市の個性であります。特に、上杉鷹山公と米沢牛の知名度は非常に高いと実感をしております。

現在、グローバル化や都市化、生活様式の画一化が進む中で、まちの個性を高め、高付加価値化することは非常に重要であります。

次世代に向けて受け継がれる米沢の未来を築くためには、本市における自然環境や歴史的景観と都市機能を調和させることが必要であります。

具体的な取組としては、松が岬公園周辺の歴史的な景観を維持しながら、米沢駅から町なか、松が岬公園周辺へと続く町並みの高質化を図り、市内外の人々が行き交う活気のあるまちを目指してまいります。

また、人口8万人弱の本市に3つの大学が立地する学園都市であることも本市の大きな特徴の一つです。各大学の知見を生かした産業の活性化や、学生の本市への定住を推進することが必要であります。現在取り組んでいる新たな産業団地の開発は、この点でも非常に重要な事業であると考えております。

さらに、本市の個性の一つとして、豊かな食文化が挙げられます。米沢牛をはじめ米沢鯉や館山りんご、伝統野菜、米沢ラーメンなど多彩な地域の食は、本市を訪れる人々をはじめ、ふるさと納税の返礼品等を通じて全国の人々に対する大きな魅力となっております。

特に、米沢牛は日本3大和牛としてブランドが確立しております。市が食肉センターを設置し、生産と食肉の円滑な流通を進めるとともに、今後も米沢牛肉まつりや、今年度12月から始める、すき焼きのまち米沢キャンペーンなど、各種イベントやキャンペーンをし、PRかつ市内の消費拡大を促してまいります。

一方で、ここ数年のドラッグストアの急増は、本市の城下町としての景観、地域社会に大きな影響を与えております。

議員御指摘のとおり、先日、市内5店舗のスーパーを経営していた株式会社キムラが営業を停止し、自己破産の準備に入りました。長く米沢市、置賜で親しまれたキムラが廃業に至ったことは、非常に残念であります。

この要因の一つに、ドラッグストアとの競争激化が挙げられております。以前、この壇上でも、ドラッグストアの進出について議員の御質問に答え、私は異常を通り越して異様であると答弁をいたしました。このとおり、私もこの点に大きな危機感を持ってこの事態を受け止めております。

先日の緊急会見でも申し上げましたが、私としては、これまで20年来続いてきた米沢市の考え方を改め、自治体として何ができるか再検討し、まちづくりの手法、規制等についても、行政として踏み込んだ施策を急ぎ研究し、実行すべきと考えます。

また、現在策定を進めている次期総合計画においても、米沢の個性を生かし高める施策を検討しております。産官学力を合わせて、本市の魅力を生かしたまちづくりを進め、市民の幸福度、シビックプライドが高まる好循環の米沢の実現をしてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、(1)米沢市景観条例・米沢市景観計画は、まちの個性を高めたかについてお答えいたします。

本市におけるこれまでの景観形成の取組につきましては、昭和63年度に、美しいまちづくり計画、平成10年度には、米沢市景観形成指針を策定し、それぞれの地区の個性を生かした美しい魅力あるまちづくりを推進してきました。

その後、平成16年に景観法が制定され、平成17年からの施行を受け、自動的に景観行政団体となった県において、山形県景観計画を定めると同時に、計画の対象区域の中に本市も含まれることと

なり、結果として山形県景観計画と米沢市景観形成指針の2つの方針に従って景観形成を推進してきました。

より本市の地域特性や文化を尊重した取組を推進するためには、景観法に基づく景観行政団体に移行する必要があると判断し、平成18年度から作業を開始し、平成22年度に米沢市景観条例及び米沢市景観計画を制定し、現在に至るものであります。

本市独自の景観条例及び景観計画を制定したことで、届出制度の手続を本市で担うこととなったため、建築などの計画の情報が事前に把握できるようになったことや、その事業の内容に対しても景観計画に基づき直接指導できるようになるなど、届出対象行為に対して緩やかな規制誘導が可能となったところであります。

また、本市を代表し、重点的に良好な景観を形成する地区として景観形成重点地区を定めているところでありますが、景観計画策定当初からあった米沢駅周辺地区、松が岬公園周辺地区、上杉家廟所周辺地区の3つの地区に加え、地域からの発意に基づき、平成26年に小野川地区を新たに指定できたことは大きな成果であったと認識しております。

一方で、昨今の再生可能エネルギーに関する大規模な施設やコーポレートカラーなど企業を象徴する色やデザインを持つ小売店舗などの計画については、景観に対し一定の影響を与える場合があると認識しておりますが、誘導を基本とした現行の景観届出制度上では、数値化できない定性的な基準が多く、明確な判断が難しいといった点や、許可制のように強制力を持って指導できないという点など、これらを踏まえてデザインの変更を要請することは相手方の財産権に踏み込んでいくことになりかねないという点においても非常に調整が難しいところであり、制度上の課題があるものと感じております。

なお、景観形成はつくることと保全していくこ

との2つの視点があると考えておりますが、特にまちの個性につながる古民家などの歴史的建造物につきましては、残念ながら解体に至った事例が多数あったものの、それでも本市補助金の活用などにより維持・保全されている物件も数多くあり、さらに届出制度の運用によって、極端に悪い景観を発生させてこなかった点においても一定の成果があったのではないかと認識しているところであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、(2)小野川温泉について、市は、まちの個性を高めるために何をしてきたかについて、産業部の面からお答えをいたします。

初めに、商工分野になりますが、主なものとして、まずは小野川温泉はたるまつりに対する支援があります。毎年6月中旬から7月中旬に開催されるこのイベントは、水がきれいな場所にすむ蛍の生息環境保護を目的とし、地域の自然を満喫しながら住民と観光客が一体となって楽しむことができるイベントとして広く知られており、期間中はステージイベントやキッチンカーが並ぶなど、小野川温泉への観光客にとっても魅力的なイベントとなっております。

次に、令和2年度に実施しました光の箱プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた小野川温泉街の冬季のにぎわい回復及び地域交流を目的とし、三沢東部小学校の児童の皆さんなどが制作いたしました光の箱を小野川温泉内の片葉の葦内でライトアップする事業を支援いたしました。

また、小野川温泉の冬期間のイベントとして定着しています雪を利用したかまくら村について、令和4年度はコロナ禍におけるにぎわいの創出に向けた支援を行ったところです。

次に、観光分野についてですが、小野川温泉は

豊かな自然環境と歴史的な背景を持つ温泉地であり、大きな観光ポテンシャルを持っていることから、本市としても小野川温泉の魅力を最大限に引き出して、より多くの観光客に訪れていただき、満足度の高い滞在を提供できるよう努めてまいりました。

具体的な取組として、ソフト面におきましては、小野川温泉の観光資源を活用したプロモーション活動を展開してきており、温泉の魅力や地域の特産などを様々な媒体を通じて情報発信し、観光客の誘致並びに認知度の向上を図っているところです。

また、小野川温泉では温泉むすめプロジェクトに取り組んでおり、本市では小野川温泉の温泉むすめである小野川小町並びにそのキャラクターボイスを担当されている村上奈津実さんをおしよしの観光大使に任命し、観光客の誘致と米沢ファンの拡大を目指し、小野川温泉を全国へPRしております。

次に、ハード整備の面では、温泉街に観光案内看板を設置するなど観光客が快適に過ごせる環境づくりを進めてまいりました。今年度は、米沢市版DMOが中心となり、小野川温泉を含めた市内の観光施設の施設改修などのニーズを取りまとめ、国の補助金を活用し、施設の高付加価値化を図るための事業を実施したところです。

次に、農業分野における取組としては、本市の伝統野菜である小野川豆もやしや小野川あさつきへの支援がございます。小野川豆もやしは、その独特の風味と栄養価の高さから、多くの市民や観光客に愛されている食材です。小野川豆もよしの生産者に対する支援として、豆もやし場の新築工事に対する支援のほか、栽培方法や収穫後の処理技術に関する研修を実施し、生産者がより高品質な豆もやしを生産できるようサポートしており、また温泉熱を利用して栽培される野菜として、SNSやウェブサイトを活用した情報発信にも力を入れ、全国的な知名度向上に努めているとこ

ろです。

さらに、田んぼアート米づくり体験事業につきましては、令和5年度で終了いたしました。平成18年度から18年間実施してまいりました。地元の小学生をはじめ県内外から一般の方の参加をいただき、田植、稲刈りを合わせると参加者は延べ1万人を超え、世代を超えた交流やコミュニケーションが生まれ、子供たちにとっては農業や自然環境について学ぶよい機会となり、地域への愛着、理解を深めることにつながったものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、(2)小野川温泉について、市は、まちの個性を高めるために何をしてきたかのうち、小野川温泉に対して行ってきた企画調整部に関係する取組と総合計画の策定に関してお答えいたします。

初めに、当部に関係する取組についてですが、公共交通におきましては、本年4月から山交バスが運行する白布温泉線と小野川温泉線を白布温泉・小野川温泉路線に統合する働きかけを行い、運行本数を増やすとともに、新幹線との接続に配慮したダイヤ設定を行うことにより、温泉街へのアクセス性向上を図っております。

また、小野川温泉を含む地域の活性化を目的に、地元のNPO法人が運営する小野川スキー場に対して運営支援を行っているところであります。

次に、総合計画の策定に関してお答えいたします。

現在策定を進めている令和8年度からの10年間の新たな総合計画につきましては、市民アンケートやまちづくりフォーラムにおいて市民意見をお聞きするとともに、総合計画審議会や市議会からの御意見をいただきながら策定作業を進めております。

本市の目指すべき将来像と、これを達成するた

めの基本方針を年度内に基本構想として取りまとめ、その後、令和7年度は基本構想に基づく分野別の重点施策と、その成果指標などを基本計画として取りまとめる予定としております。

小野川温泉をはじめとする市内に存在する豊富な温泉群は、本市の誇る地域資源であり、本市の有する強み、魅力の一つでありますので、総合計画の基本計画においては、それらの価値を高め、観光客や関係人口の増加等につなげていく基本的な方向性を包括的に記載していくものと考えております。

その上で、小野川温泉の個性を高める具体的な取組につきましては、総合計画の基本計画に基づき、具体的な事業を定める実施計画のほか、観光振興計画等の分野別の計画において検討してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、(3)の再生可能エネルギーの在り方についてお答えいたします。

現在、地球規模で問題になっているのが地球温暖化による気候変動でございます。猛暑や豪雨による農作物被害、熱中症リスクなどの増加など、本市においても様々な影響が懸念されます。

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題でもあり、最も重要な環境問題の一つとされており、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラルを目指すこととしております。

また、我が国のエネルギーについて目を向けると、日本のエネルギー自給率は2021年で13.3%と他の先進諸国と比べて低い水準となっており、海外から輸入される石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しております。化石燃料は、地球温暖化の要因の一つであり、加えて中東情勢

や為替の影響などを受けることから、安定したクリーンなエネルギーである再生可能エネルギーの導入が求められております。

このような状況の中、本市は令和2年10月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指すこととしております。ゼロカーボンを実現するためには、まずは省エネの取組によりエネルギーの消費量の削減を図ること、次に再生可能エネルギーを導入しエネルギーの脱炭素化を図ること、この2つの取組を両輪として取り組んでいく必要があります。

一方で、生態系や景観への影響、公害や災害のおそれなど再生可能エネルギーの課題も挙げられております。この要因となるのは、事業者による無秩序な開発行為です。環境に影響を与えるような大規模な開発を伴う再生可能エネルギー導入に当たっては、適切な環境影響調査の実施と住民との合意形成が求められています。

地球温暖化対策推進法では、市町村ごとにゾーニングを実施することを新たな努力義務としており、開発してもよい適地を促進区域として設定するように求めています。現状の環境影響評価法では網羅し切れない合意形成の部分について、ゾーニングマップを広く公開することで情報共有を図るほか、課題解決を図るための基礎資料としての活用を想定しているところでございます。

ゾーニングマップにつきましては、米沢市全域を大きく3つのエリアに分ける予定でございます。環境影響が高く環境を保全する必要があると言われる保全エリア、条件次第で再エネ導入が可能と認められる、いわゆる調整エリア、保全エリア及び調整エリアに該当せず、再エネポテンシャルが高い、いわゆる促進エリアです。エリア別に色をつけて、米沢市全域の状況を可視化したマップとする予定です。

このゾーニングマップを公開することで、無秩

序な開発を抑制しつつ、適切な場所への再生可能エネルギー導入を進めていきたいと考えております。

再生可能エネルギーに係る条例につきましては、現在のところ本市独自には制定しておりませんが、山形県が令和4年4月1日に山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例を制定いたしました。

本条例は、再生可能エネルギー発電事業者が県及び市町村と協議の上、施設の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための事業計画の案を作成し、地元住民に対しあらかじめ説明会を開催することを義務づけるとともに、県が関係市町村長からの意見聴取などを行った上で、知事が当該事業計画の認定を行うものとなっております。

本市といたしましては、県の条例に基づいた対応を事業者が取っているのかを適切に把握しながら、自然と調和した地産地消の再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 御答弁ありがとうございました。

まず、市長の総論のところ、私の基本的な課題意識、問題意識と、市長の課題意識、問題意識は、前回のドラッグストアの一般質問のときもそうでしたが、方向性はほぼ同じ方向を向いているのだろうとっております。

それで、まず順を追って質問させていただきまずけれども、最初は景観条例、そして景観計画について、これまでの米沢市の成果を含め御答弁いただいたわけですが、基本的な内容は理解しております。

それで、やはり1点気になるところがあります。先ほど吉田部長がおっしゃったように、景観に関しては財産権、これに鑑みて、なかなか調整が難しい部分があるということでした。ただやは

り、米沢市はこの点が遅れているのだらうと思うのは、既に景観に関しては財産権に踏み込んで、それを調整している自治体というのは多くあるわけですが、米沢市の場合、財産権をあまりに意識するあまりに、米沢市としての財産が失われているという状況に陥っているのではないかと思います。

この点、米沢市の景観計画があります。そして、これは具体的なところですが、上杉家御廟所周辺地区の景観形成基準というのがあります。その中で幾つも基準があるわけですが、今回御廟所の一帯のところ、ドラッグストアが建ったわけですが、そして、ドラッグストアが建った場所は、この御廟所周辺地区に該当していると思っておりますけれども、まずそこは該当しているかどうか確認させてください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員がおっしゃられておりますドラッグストアの建設場所につきましては、重点地区に該当してございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

改めて確認させていただいたわけですが、そうすると、形成基準には、和風の落ち着いた外観、意匠とすること、色彩に関しては定める色彩基準のとおりにすること、そのようなことが書いてあるわけですが、この点、先ほどやはりキーワードがあつて、これまでは緩やかな規制を誘導してきたということでしたが、今回この基準が、新しいドラッグストアが建ったわけですが、これに対してどのような米沢市は指導をし、そしてどのような結果になったか、これを教えてください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 上杉家御廟所周辺に建設されましたドラッグストアの経緯でございますが、令和4年12月に事業者より事前相談の申入れがありまして、以降、景観形成基準に適合させることを基本といたしまして、協議・調整をしてまいり

ました。

具体的な調整といたしましては、外壁などに使用しますコーポレートカラーの色彩に関する彩度の抑制や御廟所通りに面する境界への植栽に関するお願い、さらには外壁の壁面看板については見付面積の5分の1になるように指導いたしまして、御配慮をいただいたところであります。これらの調整を踏まえまして、令和6年2月に届出をいただき、その後、着工に至ったところでございます。

なお、屋外広告塔につきましては、景観の届出や屋外広告物の許可対象外ではありましたが、任意にお願いいたしまして、看板の位置を交差点から少し離していただくなど一定の調整を図ったところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) 今の御答弁ですと、そうすると米沢市のこの景観形成基準には合致した対応をしていただいたのか、それともそういう結果にはならなかったのか、これはどちらとして解釈というか、理解すればよろしいですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 景観形成基準に合致しているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) それは、例えば和風の落ち着いた外観、意匠になったという理解ですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 外観、意匠につきましても、様々な色彩について明度等の基準を設けておりますが、それ以内の建設をしていただきましたので、そういったところでは合致しているというところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) 私も現場を見ておりますけれども、やはりこの景観形成基準に合致しているというのであれば、あれは和風の意匠ということではないのですか。和風の意匠というのは、具体

的にどういった意匠で、どういったことになれば和風と理解すればいいのでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 和風の意匠といったところでございますが、なかなか難しい部分はございますが、やはり御廟所周辺地区でございますので、そこマツチした、やはり色彩を派手なものではなくて、茶系統を基本としたそういう色彩を用いると、そういったところを和風という表現をさせていただいているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番(佐野洋平議員) 分かりました。

やはり米沢市の景観形成基準に関しては、市民の認識と米沢市の景観形成基準が本当に適合的なのか、そろそろ考える時期なのだろうと思うわけです。

この点、今、吉田部長に御答弁いただきましたが、近藤市長、今回の御廟所周辺のああいっただ景観形成基準が、今、吉田部長の答弁として市長がお聞きになったとき、それは適正だと考えるのか、あるいは感覚的に違和感があるのか、それはどのような御所見であるか、もしお考えがあれば少し教えていただきたいのですけれども。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 佐野議員の御質問にお答えいたします。

御廟所の近くにあるドラッグストアでありますけれども、私の感覚とすると、あの場所にドラッグストアができるということ自体が、そもそもとして違和感を感じていると、こういうのが正直なところでございます。

申請といえますか、届け出たのは令和4年ということですので、私はそのとき市長の立場にはなかったものですから、どのような経緯でなったのかというのは具体的に分かりませんが、そもそもの時点でいうとそういうことであります。ただ、これはまた経済活動の自由ということであるのでしようけれども、これがまず第1点。

第2点で、恐らく市民の多くの方々の感覚もそういうことではないかと感じておるところであります。看板の色彩についてであります、これは受け止めということでしょうけれども、やはりあの場所にああいったお店ができてしまうということでの一つの違和感があるものですから、若干、茶色の建物、看板にしたところで、そういった印象はなかなか拭えないというのが正直なところではないかと思えます。無論、抑え目の色彩になっているとは感じておりますし、それはそれということでしょうが、この点については率直に申し上げて、看板規制等についても何ができるのか検討したほうが良いということは、事務方には伝えているところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 今大変貴重な答弁をいただいたと思っています。当然、事務方は、景観形成基準に関しては、ある程度シビアな判断をして調整しなければいけない。当然、先ほどおっしゃったように法的な拘束力がありませんから。しかし、近藤市長が今御答弁あったとおりに、これは問題意識、課題意識を持っているわけです。そして、それを伝えているというわけですから、この景観形成計画をぜひ見直していただきたい。米沢市の個性がこれ以上失われる前に、しっかり見直しをしていただいて、財産権を侵害しないように、そして米沢市のまちの個性化が図られるような調整が今できるはずだと思います。この点、近藤市長、最後にこの点をもう一回聞きます。ぜひこれを進めていただけないでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 まず、第1点、もうできてしまったものについての変更というのは、これはなかなか現実としてはかなり困難だろうと私は思います。ですから、そういったものに対してはなかなか難しいわけですが、しかしこれからについてはやはり研究を急がなければいけないということでもありますし、いずれにしろ他先進地域の

例もあるわけでございますから、例えば会津若松市等々、そういったところも含めて十分研究をしなければいけない大きな課題だと、こういう認識でございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。ぜひ本当に大局的な見地から、今後の米沢市のどういった価値を守り、秩序を守り、情緒を守っていくのか。上杉の城下町米沢、これをどう守っていくのか、本気で考えていただきたいと思うわけです。

続きまして、小項目2つ目ですけれども、小野川温泉についてです。米沢市はこれまで小野川温泉に関しては、先ほど説明のあった諸事業について支援し、計画を進めてきたわけです。その点すごく理解をしています。

ただし、1つ質問します。リボーンプロジェクトが今年度末で終わるわけですが、これは白布温泉に対して進めてきたわけですけれども、米沢市としてどのような効果があったのか、成果があったのか、この点を少し教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、成果でありますけれども、例えば一例申し上げますが、令和3年度から開始いたしました天元台アップデート事業というものがございます。こちらでは協議会メンバーの人脈を生かしまして、国内外で大きな影響力を持つプロのスノーボーダーを招聘させていただきました。この結果、友人であったり、同僚同士などで来場されるスノーボーダーグループが大幅に増加いたしました。冬の人気イベントとして定着いたしました。

そして、このプロジェクトを通じて、地元企業や地域住民がエリアの現状を改めて認識し、このエリアの再生に向けて一体となって取り組むという意識が醸成されたことも大きな成果であると思います。

次に、課題であります。御意見のとおり今年度で交付金事業というものは終わりますが、自走という形で継続的に進めていくということがやはり課題になります。現在、どのような体制で事業展開していけるかなど、その課題について協議会の中で検討しているところであります。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

リボーンプロジェクトに関しては、一定の成果と課題が御認識されているわけですが、やはり米沢市、温泉八湯、これは大変米沢の個性としては重要かつ県内外に知られているわけです。小野川温泉の湯質は本当に素晴らしいと思いますし、米沢市民の皆さんの日々の生活に小野川温泉のお湯、白布温泉のお湯、八湯のお湯が癒やしを、安らぎを与えていただいているのだらうと思います。

そこで、先ほど企画調整部長のほうから、この点に関して新総合計画に関してお触れになりました。そして、具体的な観点については実施計画での検討、そして米沢市の観光振興計画等での検討をお考えになるとおっしゃったわけです。

ここで確認いたします。まず、今回、リボーンプロジェクトが終わった、そして継続課題はあるにせよ、今度は小野川温泉、これを米沢市がやっていく、しっかり重要計画に入れてやっていく、そういったことが必要だと思います。特に、今第5期米沢市観光振興計画もつくっているわけです。

改めて確認しますが、今後10年の新しい新総合計画、そして第5期米沢市観光振興計画等に、具体的に重要戦略のような位置づけとして小野川温泉、ぜひこれをお考えになることはできるかどうか、ここをもう一度確認させていただきたいのですが、いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まず、総合計画に関しましては、やはり総合計画ということでございます

ので、温泉群という形でそれをどう米沢市の個性として生かしていくのかということを含めて記載していくものと思っております。小野川温泉の具体的な取組という部分に関しましては、やはり実施計画といったところで具体的な事業を決めていくものと思っております。

また、観光振興計画や、あとはまちづくりに関するほかの計画もございますので、そういった中で小野川温泉をどう位置づけるかというのは、今後検討していく課題かと思っております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

実は我が会派一新会も、米沢市の当局の皆さんと、また近藤市長も同席していただきましたが、意見交換等をして、小野川温泉を今後どのようにされていくのかという、そういった意見交換もさせていただきました。

小野川温泉の皆さんの話をお聞きしますと、やはり危機感があるのです。今、本当に何が大変か。料理人の確保が本当に大変な時代に入りました。当然、先ほど先日のキムラさん、そういった破産の問題もあります。重要なことは、一つの市の個性ある独自のサプライチェーンが崩れるということは、これは旅館さんとかにすごい影響を与えるのです。特に、これはキムラさんの例で恐縮ですが、水産流通に関しては圧倒的な魚種を誇るわけです。そういう意味でも、やはり温泉街の食を守るという意味でも、実はほぼつながっているわけです。

そしてあと、料理人の確保が難しくなってくる。あとはリネン、よく言われるのは、いわゆるリネン類の共有をして小野川温泉で合理化を図る、そういったこともやはり考えていかなければいけないわけです。

そういう意味で少し具体的な質問をしますけれども、具体的な政策をつくるには、補助金とか、そういったものが必要になってくるわけです。一つは、四、五年計画であれば、やはり四、

五億円ぐらいの補助金を取っていく必要があるのだろと思う。例えば、デジ田、そしてもっと大きい計画であれば、これは国の継続的なプランがあります。例えば、都市再生整備計画事業の社会資本整備総合交付金とかもあるわけです。米沢市は現時点でこういった小野川とかに対する計画を考える上で、こういった具体的なスケジュール感とか、あるいは座組みを考えていく。これはある程度のお考えがあるのであれば、少しここで確認したいのですが、いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在そういう考えはありませんけれども、先ほど佐野議員のお話をお聞きしますと、思ったことを少し申し上げさせていただきますが、小野川温泉、米沢八湯の一つとして非常に大事でありますし、山形県、温泉県としても、まさに財産だと思っております。そして、米沢市街から程近いところに、宿の規模はそれほど大きくありませんが、集合体としてまとまっているということも一つの特徴であります。

そういう特徴を生かしながら、先日、せんだって、一新会の皆さん、あと小野川温泉観光協議会の皆様と、あと私ども、お話しさせていただきましたけれども、いろいろな話をお聞かせいただきまして大変勉強になりました。ぜひそういうものをもっと議論を深めながら、こういったことができるのか、まとめていくということが非常に大きいものになっていくと思いますので、そういった中で十分考慮していきたいと思っています。

先ほど企画調整部長が申し上げましたけれども、今、総合計画をつくっている大事な時期であります。また、観光振興計画をつくっている大事な時期でありますので、ぜひそういうところの中で議論を深めながら考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 大変前向きな御回答をいただきました。ぜひこれを本当に実行して

ほしいと思います。そのために議会も、うちの我が会派も協力をさせていただき、そしてぜひ近藤市長にもトップのお考えを示していただいて、米沢八湯、そして小野川温泉をしっかりとサポートして、今後の5年10年しっかりと活性化できるようにお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて、3問目は再生可能エネルギーです。

栗子山風力発電が白紙撤回をなされてからまだ間もないわけですが、現在、米沢市は再生可能エネルギーに関するゾーニングを進めているわけです。これは佐藤部長の御答弁のとおりです。

そこで、1つ確認します。栗子山風力発電事業があったあの場所は、先ほどのゾーニングでいうとどのエリアに区分されるのか教えてください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 現在、ゾーニングマップについては調整中の段階で、確定したものではございませんが、複数の先ほど申し上げた3つのエリアが重なるような部分も出てくるという認識でおりますが、最終的にはどのように調整していくのか今後詰めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 今後調整をしていくというわけです。その中で、保全エリア、調整エリア、促進エリアに当たるわけですが、栗子山風力発電に関して言えば、山形県知事の意見書等でも、あの開発地は相当重要なイヌワシの問題もあり、指摘がなされたわけです。

そういう中でやはり重要なことは、単純に風況があるからここは促進可能なのだという話ではなくて、こちらに今、当局環境課のほうから頂いた資料もありますが、米沢市の独自の基準をはっきりつくっていく必要があるのだと思うのです。そして、米沢市の単なる定性的な判断だけではなくて、このまちの歴史や文化、そういったものを含めて、駄目な場所は駄目という基準をしっかりとつくっていく。要するに、市民の皆さんに合理的

な予測可能性をお示しいただくことが本当に大事になってくるのだと思います。その中で市民の合意形成をしていく、当然地域の合意形成、今の山形県の再エネ条例は、あの範囲の中で規模によって住民合意形成の範囲を決めているわけですが、これだって果たしてあの条例の規定だけでいいのかということは考えなければいけないわけです。

この点、米沢市として独自の考えをどれほど考えているのか。特にあとは環境アセスの問題もありますけれども、こういったことに関して、現状もしお答えできることがあれば、どの程度の射程を見据えているのか。市民環境部長、どうでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 全国の自治体を見ますと、一部ではやはり条例で規制しているところですか、課税をしているような自治体があることは承知しているところでございます。

本市としましては、先ほど壇上から申し上げましたが、県が条例を制定しておりますが、ちょうど直前に庄内地方で大規模な風力発電が事業取りやめになったという経過を踏まえてできた条例でもございまして、そちらの条例に基づいて、しっかりと対応が可能だと考えておりますので、現状におきましては県の条例を基本としながら、先ほどのゾーニングマップなどによる情報を提供することで住民との合意形成を図りながら事業を進めていくような考えでおりますが、今後、必要なことがあるとするならば、その段階でまた検討を進めていく必要があるかと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） そうすると、今後必要に応じて県の条例以外に米沢市の独自の基準も考えていく可能性はあるということですが、そういったお考えをまず米沢市民の皆さんに前提を示す必要があると思っておりますけれども、今現在

そういった米沢市民の皆さんへの説明というのは、いつどの時点でやるという具体的なお考えはあるでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 独自の条例制定に関する説明等についてはもちろん予定していないところでございますけれども、先ほど壇上で申し上げたゾーニングマップの制定につきましては、間もなく住民説明会を開催しまして、住民の皆様から御意見をいただいた上で、その3つのエリアの区域を設定してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） これから米沢市民の皆さんに、3つのエリアについて説明を行っていくわけですが、やはりポイントは、促進エリアが開発を行ってよいエリアだと即座に受け取られないようなことも大事だと思います。栗子山風力発電が撤回されて間もない中で、米沢市の市民の皆さんの問題意識というのはすごく高まっていると思います。ぜひこの点丁寧な対応をしていただきたいと思うわけです。

時間も1分しかありませんが、この点、近藤市長、環境に関して、栗子山風力発電の白紙撤回を受けて今どのようなお考えなのか、方向性だけお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 条例については、今、市民環境部長が御答弁したとおりでございます。

ただ、やはり再生可能エネルギーを進めるということも大事なことで思っています。やはり地球環境問題に対処するために、再生可能エネルギーをできるだけ広めて、そしてエネルギーの地産地消を図っていくということは、これは極めて重要であります。しかしだからといって乱開発をしていいというわけでは毛頭ないので、そのベストミックスを図れるような納得のいく開発行為が行われる仕組み、理解を広げることは極めて

重要だと思えます。

○相田克平議長 以上で1番佐野洋平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市子ども条例の必要性について外1点、11番植松美穂議員。

〔11番植松美穂議員登壇〕（拍手）

○11番（植松美穂議員） 皆様、こんにちは。至誠会の植松美穂です。12月に入り、いよいよ雪も降ってまいりました。師走の慌ただしさの中、またお足元が悪い中、傍聴に足を運んでいただいた皆様、誠にありがとうございます。

さて、先日5日付で地元スーパーキムラが閉店となり、米沢市民にとって大きな衝撃となりました。私にとってもすぐ近くということもあり、家の冷蔵庫のような存在で、従業員の皆様にも日々お世話になり、子供が生まれてからは子供の見守り役としても助けていただいたことが多くございます。

キムラが閉店することは、車を持たない高齢者の方々、短大、栄養大の学生など、買物難民が発生する事態となります。

また、納入業者、仕入れをしていた飲食店、学校給食など、米沢市にとって経済的にも社会的にも影響は大変大きいと思っております。

様々な要因があると思えます。民間企業だけでなく、市民と行政と一体となって米沢のこれからについて危機感を持って進めていかなければいけないと再認識いたしました。市民の皆様が米沢を諦めてしまわないように、しっかりと動いてま

いります。

それでは、質問に移ります。

大項目1、米沢市子ども条例の必要性についてでございます。

米沢の子供たちが生まれてから自立するまでの成長期間において、切れ目のない支援や連携した体制を整えるために、また子供たちから意見を聞く場を設けたり、保護者、学校、行政、地域、子供に関わる団体など、それぞれで役割を分担し、米沢市として子供は地域の宝である、そして地域で子供を育てるために統一した理念として、米沢市子ども条例は必要ではないでしょうか。

小項目1、子育て支援ではなく子供の支援について市ではどのようなものがあるのかについてお伺いいたします。

給食費の無償化など、子育て支援が様々整ってきておりますが、子育て支援ではなく、子供のための支援は何かありますでしょうか。また、子供の声を聞く場所はあるでしょうか。保護者への支援も大切ですが、米沢に生まれ住む子供たちが米沢に満足できるように、何か行っておりますでしょうか。子供のニーズを捉えた施策は何かありますでしょうか、お答えください。

小項目の2、幼児期から中学生まで市では関係機関とどのような連携があるのか、お伺いいたします。

幼稚園や保育園から小学校、小学校と学童、または放課後デイ、医療機関と学校、小学校から中学校など、どのような連携があるのか、お答えください。

小項目の3、子供のために保護者・地域住民・学校・学校関係等が役割を持ち連携することが必要ではないかについてお伺いいたします。

保護者、学校、子供のための施設、地域住民などが役割を持ち、米沢の宝である子供たちのために連携することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

大項目の2、ふるさと納税とブランド戦略はセ

ットではないのかについてお伺いいたします。

米沢ブランド戦略課が魅力推進課となり、ふるさと納税は商工課管轄となりました。ふるさと納税増額のためには、ふるさと納税とブランド戦略はセットではないでしょうか。ブランド戦略をし、ふるさと納税を成功させる。また、ふるさと納税を通してシティプロモーションを行うこともできると思うのですが、いかがでしょうか。お聞かせください。

小項目の1、現在のふるさと納税の状況についてお伺いいたします。

11月25日の産業建設常任委員会協議会でも、現在の大きな数字はお伺いいたしました。予算額20億円に対し、現在の状況と見込みや戦略についてお聞かせください。

また、今年度7月より、シフトプラス株式会社と7,500万円で業務提携を行ったわけですが、米沢市と委託業者とどのような役割の中でブランディングを行っているのか、お聞かせください。

小項目の2、ブランド戦略事業についてお伺いいたします。

現在のブランド戦略事業の内容、成果、そもそもの目標を教えてください。米沢市におけるブランド戦略事業とは、米沢市民の機運の醸成を図るものなのでしょうか。それとも、米沢の産品を売るための販売戦略なのでしょうか。お教えてください。

他市においては、ブランド戦略を行い、ふるさと納税でシティプロモーションを行っている市もあります。米沢市は、ふるさと納税、ブランド戦略、シティプロモーションをどのようにお考えか、お聞かせください。

小項目の3、米沢は歴史や名産に恵まれているが、戦略的に絞る必要もあるのではないのかについてお伺いいたします。

米沢市は、歴史、お酒、米沢牛、リンゴ、コイ、米沢織など様々な産品に恵まれております。しかしながら、ふるさと納税においては、米沢市とい

えばといったところに絞ったPRが必要なのではないかと思っております。今後、寄附額50億円を目指すときに、何の商品を目玉にして増額をしていくのか、どんな商品だと可能なのか、お教えてください。

壇上からの質問は以上となります。御答弁よろしくお伺いいたします。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 植松議員の御質問にお答えいたします。

私からは、米沢市子ども条例の必要性についてお答えをいたします。

子供は、本市の未来をつくるかけがえのない存在です。一人一人が心身ともに健やかで成長できるよう、子供と子育て世代に寄り添い、切れ目のない支援を充実させるためにも、子供を取り巻く関係各機関の連携は大変重要であります。

他の市町村においては、子供の権利や子育て支援について、市の理念や方向性を示す手段として、子供に関する条例が、その市町村の目的に沿って制定されているということは承知しております。子供を真ん中に見据えた条例を制定することで、子供に関する全ての関係者が連携し、切れ目なく関わる姿勢を示すことができ、かつ市民に向けて、また対外的にも、効果が図られる可能性があるものと考えております。

一方で、国が進める「こどもまんなか宣言」にも見られるように、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するため、社会全体の意識改革を進める取組もあります。

いずれにいたしましても、大切なのは実態であり、条例が自己目的化しては意味がないということは植松議員も当然御存じであろうかと思えます。

米沢の子供、そしてその家庭について、何がよりよいのか、ベターなのかということをしつかりと研究しながら、今後、様々な皆さんの御意見を

お聞きし、研究作業を進めてまいります。

次に、私から、ふるさと納税とブランド戦略はセットではないのかの1、現在のふるさと納税の状況についてのうち、ふるさと納税推進体制の組織の考え方や、その思いについてお答えいたします。

また、その他については各担当部長がお答えいたします。

ふるさと納税は、御指摘のとおり、地場産品の返礼品を通して本市の魅力を広く全国に発信すること、そしてそのことで本市を思い、愛着を持っていただく米沢ファンを増やしていく、すなわち地場産業の振興と関係人口の創出拡大、そして市の歳入増につながる三方よしの事業であります。

そのような思いから、推進体制の組織強化を行うべく、この4月から返礼品提供事業者である農業、卸小売、サービス業、製造業など、本市の産業、農業部門関係者との連携が密接に行える産業部にあつて、返礼品の企画や開発を進めていく上で親和性の高い商工課に専門の部署を設置することが最適だと判断し、今年度から商工課にふるさと納税推進室を設けたところであります。

本市の地場産品のポテンシャルは非常に高く、他自治体と比較してもまだまだ伸び代があると考えております。

今年度は、夏の米不足の影響により、米の返礼品の提供を一時停止せざるを得ないという状況になりましたが、年末に向けて寄附額が増える時期でもありますので、最後まで事業者との連携を密にしながら、寄附額の拡大に向け、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目1の(1)子育て支援ではなく子供の支援について市ではどのようなものがあるのかのうち、子供たちの声を

聞く場はあるのか、子供の意見を聞いて生かす機会があったかについて、及び(2)幼児期から中学生まで市では関係機関とどのような連携があるのかについてお答えします。

まず、子供たちの声を聞いて生かす場についてお答えします。

令和元年より、市、市議会、教育委員会の主催による米沢市中学生議会を計2回開催いたしました。開催の目的は、中学生が市政やまちづくり、地区の身近な問題について質問や提案を行い、市政や市議会への関心や理解を深め、社会に参画する資質や能力を培うというものです。毎年テーマを設定し、それに沿って中学生議員が質問書を作成し、議場にて質問を行いました。

生徒は、現在の米沢市が抱える課題を取り上げながら、時に鋭く質問を行い、その後、各校の決意表明に対して表決するという経験をさせていただきました。

現在は、中学校が統合を迎えることもあり、中学生議会を休止しております。今後の開催につきましては、現在検討しているところです。

今後、子供の率直な意見が市政に反映されるという経験ができれば、さらに充実した主権者教育となるだけでなく、参加した生徒以外の全ての子供たちにとっても、自分のふるさと米沢をよりよくするためにどうしたらよいかを主体的に考えるよいきっかけになると考えているところです。

子供の意見を取り入れる場として、教育委員会では、統合中学校の制服や校舎の整備、校歌の歌詞を決定する際に子供たちのアンケートを実施し、実際に参考にしております。

また、社会科の学習で住民の声を生かしたまちづくりについて学んだ後、市長への手紙を利用し、意見や質問を伝えた生徒もおります。

今後も、様々な機会や場面で子供たちの声を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、(2)幼児期から中学生まで市では関係機関とどのような連携があるのかについてお答

えします。

学校は、子供を真ん中に置き、目的に応じ、多くの方々や機関と緊密な連携を行っております。幼小については、全ての幼稚園、保育園、こども園と小学校から成る幼小連絡協議会という組織があります。具体的な活動としては、保育参観や授業参観を行い、お互いに授業や保育の様子を見合ったり、幼稚園と小学校で共にカリキュラムを作成して学びをつなげたりといったことが挙げられます。また、支援が必要な就学児についての情報交換や有効な支援のアイデアなどを一緒に考え、話す機会を多く設けております。

次に、小学校と中学校の連携については、例年7月1日に全市一斉に小中連携の日を設定し、小中学校がお互いの学校に出向いて授業を参観したり、学習指導や生徒指導、外国語教育などの分科会に分かれて意見交換を行ったりしております。

その中で、いわゆる中1ギャップを起こさずに中学校生活に移行できるように、小中学校での学習のルールや支援の手だてをそろえるなどの取組を行うことにした中学校区もあります。

また、中学校の教員が小学校で数学や英語、音楽の授業を行ったり、中学校生活についての講話を行ったりするなど、子供たちが安心して進学できるように、入学前に中学校生活の見通しを持てるような取組も行われております。

また、小学校では、放課後児童クラブとの連携も挙げられます。多くの児童が放課後児童クラブに通っており、学校に迎えに来た指導員の方に、その日の子供の様子や気になる児童についての情報などを教員が直接伝えたり、電話で伝えたりと必要な支援をつなぎ、放課後児童クラブで過ごす児童が安心安全に過ごせるよう情報共有を丁寧に行っているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目1の

(2) 幼児期から中学生まで市では関係機関とどのような連携があるのかのうち、要保護児童対策地域協議会との連携についてと、障がいのあるお子さんの連携について及び(3)についてお答えいたします。

初めに、要保護児童対策地域協議会との連携についてですが、児童虐待のおそれがあるなど支援が必要な家庭に対しては、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成する要保護児童対策地域協議会を中心に、包括的な支援体制を構築しております。

当該協議会は3層構造となっており、年1回開催される代表者会議は、児童相談所、保健所、警察、小中高、養護学校、保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、民生委員・児童委員、医師会などの代表者が出席し、家庭児童相談室における活動状況や支援例の報告、その他各種支援事業の報告を行い、協議会の活動が円滑に進むよう協力を依頼しています。

また、月1回開催される実務者会議は、児童相談所、警察、保健所、市の関係各課の実務担当者が出席し、協議会登録児童のケースについて定期的に情報共有し、進行管理を行っています。

さらに、週1開催の個別ケース会議は、個々のケースに関わる機関などが出席し、支援のための情報共有や役割分担を行っております。こども家庭課が調整機関となり、学校、教育委員会、保育施設、医療機関、児童相談所、警察など多岐にわたる関係機関が連携し、情報共有を行いながら、児童の保護と福祉の向上に努めております。

次に、障がいのあるお子さんの連携についてですが、障がいのあるお子さんについては、障がい児通所支援事業として、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用している場合、保護者の同意を得て、事業所が保育施設や学校と情報共有を行うほか、障がいの特性に応じ

た支援の在り方を協議しております。これらのサービスを利用する際には、支援計画を作成する障がい児相談支援事業所が関わり、コーディネーター役として必要時に連絡・調整などの連携を行っています。

また、本市で児童発達支援センターとして位置づけている市立ひまわり学園では、専門職の配置によって幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行っており、保育施設や学校及び放課後児童クラブなどに対して、具体的な支援方法の助言を行うほか、家族に対しては障がいの理解に向けたサポートなどの連携を図っています。

次に、(3) 子供のために保護者・地域住民・学校・関係機関等が役割を持ち連携することが必要ではないかについてですが、(2) で述べたように、様々な機関がそれぞれの役割と責任を持って相互に信頼関係を築きながら、子供の健やかな成長を見守っている現状にあります。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するとされていますが、家庭環境も大きく変化しています。複雑化、希薄化する社会の中で、生きづらさを抱える子供たちに寄り添い、またその保護者の支えになれるよう、関係各機関は連携して対応していかなければならないと考えています。それぞれの果たすべき役割を認識し、今後も引き続き連携を強化し、子供のための支援体制を充実させていきたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

[安部晃市産業部長登壇]

○安部晃市産業部長 私からは、2の(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、(1) 現在のふるさと納税の状況についてですが、今年11月末現在のふるさと納税応援寄附金受付額は約6億7,300万円、寄附受付件数は約2万5,000件となっています。

寄附の今後の見込みにつきましては、1年間のうち一番多く寄附が集まります12月におきまし

て、約9億円から10億円の寄附、来年1月から3月までの期間で約3億円の寄附獲得を目指し、寄附目標額20億円を目指していきたいと考えております。

次に、寄附額の増額に向けた戦略及び取組についてですが、これまで知見・経験・デザイン力を生かした情報発信、寄附者との継続的な接点の構築、そして効果的な広報・プロモーション・広告の展開、この3つの視点を中心に取組を行ってきたところです。

まず、1つ目の知見・経験・デザイン力を生かした情報発信ではありますが、返礼品の写真や特徴、生産者のこだわりや思いを寄附者に伝えられるよう返礼品のよさを最大限に引き出すページデザインの展開、検索時に本市返礼品が上位表示となるように検索エンジンの最適化を図るSEO対策や、特集ページの開設などによるサイト内での集客、さらには同じ返礼品でも種類別や数量別など返礼品を探しやすく、選びやすくする寄附者のニーズに対応した取組を実施してきました。

2つ目の寄附者との継続的な接点の構築ですが、寄附者の多くが寄附をする際にレビュー、評価コメントを参考にしていることから、レビュー募集やレビュー返信による人づくりや返礼品到着後の確認、御意見をいただくフォローメールの配信、さらには返礼品提供事業者の姿や思いを盛り込んだ冊子の発行や配布などの取組を実施してきましたところす。

3つ目の効果的な広報・プロモーション・広告の展開ですが、ウェブサイトから寄附に至った数を示す転換率や、広告に対してどの程度の寄附が得られたのかを示すROAS値を基に、戦略的な検索連動型広告の運用を実施してきたほか、全国のコンビニエンスストアや書店で取り扱われているふるさと納税関連書籍での周知、東京都世田谷区や横浜市などの首都圏での新聞広告折り込みやマンションでのデジタルサイネージを活用した広告キャンペーン、インターネット検索サイ

トでのウェブ広告の配信、主要ポータル利用者約200万人に対するメールマガジンの配信など、様々な取組を実施してきたところです。

さらには、12月以降の展開として、これまでの広告展開に加えまして、新しく開設したふるさと納税公式SNS、LINEを活用した情報発信のほか、主要ポータルサイトごとに知名度や利用者層といった特徴を捉えた返礼品展開や広告展開を行い、寄附額獲得に向けて重層的に取り組んでいるところです。

また、今年8月からふるさと納税事務支援業務を専門事業者へ委託したことにより、ポータルサイトのページ内容が磨き上げられ、見やすくなったことで、サイトへのアクセス数が増えており、それにより寄附額が増えているといった好循環を生み出しております。

さらには、実績や知識を生かした効果的な広告展開の提案や、事業者負担による独自の広告プロモーションを実施していただいているところです。

次に、ふるさと納税のブランディングに関しましては、返礼品の品質はもちろんのこと、見せ方や情報発信も大事でありますので、納税事務支援事業者と連携しながらブランド力を高める取組を進めているところです。

加えまして、本市のブランド戦略事業であるTEAM NEXT YONEZAWAに登録されている返礼品事業者も多くございますので、全国の数ある自治体から本市を応援したいと思っただけの共感や支持を獲得できるよう、庁内の関係部署とも連携しながら、さらなるブランド力向上に努めてまいります。

次に、(3)米沢は歴史や名産に恵まれているが、戦略的に絞る必要もあるのではないかとについてお答えします。

本市のふるさと納税の返礼品は、米沢の大自然が育む味わい、生産やものづくりに関わる人の技、情熱が合わさり、交じり合ったあかしとして生み

出された米沢自慢の逸品などをふるさと納税返礼品として御用意し、全国へ届けております。

今年度の寄附上位返礼品といたしましては、申込件数で見ますとお米が最も多く、全体の約3割を占め、次いで米沢牛関係が2割、果物、フルーツが約1割となっている状況です。

議員御指摘のとおり、米沢といえばといったところに絞ったPRとして品目を絞った展開は重要な視点の一つであります。

本市には、日本を代表するブランド牛の一つである米沢牛や高品質なお米、さらには日本のパソコン市場を牽引するパソコンブランドの製造工場が立地するなど全国に名が知られる商品の生産地であります。ふるさと納税の寄附への入り口となるきっかけや露出がまだまだ少ない状況であります。

そのため、今年度は戦略的に米沢牛、お米、パソコンを前面にPRを行い、それをきっかけに他の返礼品にも興味、関心を持っていただき、そこから米沢市との接点や生産者との接点を構築してきたところです。

本市としましては、まずブランド力と知名度のある米沢牛やパソコンに加え、現在人気のあるお米を中心にPR広告を展開するとともに、他の返礼品の魅力の磨き上げを行ってまいります。

さらに、寄附額を増やすためには、返礼品事業者の開拓や新たな返礼品開発が不可欠でありますので、引き続きその開拓や開発を進めながら、寄附額の増額を目指してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2の小項目2、ブランド戦略事業についてお答えいたします。

本年4月から企画調整部内に魅力推進課が新設され、米沢ブランド戦略事業のほか、シティプロモーション事業や広報広聴事業、国際交流事業などを担当しております。

米沢ブランド戦略につきましては、「挑戦と創造のあかし米沢品質」のブランドスローガンの下、市民が一体となり、産品やサービス、観光、文化、行政など様々な領域で米沢品質向上の運動を起こすことで、米沢全体を高付加価値化し、まちの活性化と関係人口の拡大を目指す事業であります。

米沢の産品を売るための販売戦略としての一面もありますが、それにとどまらず市全体が米沢品質向上を目指す市民運動としての性格が強いためであると捉えております。

また、魅力推進課で新たに取り組んでいるシティプロモーション事業につきましては、主に各課の情報発信をサポートし、市全体の発信力強化を図ることを目的としており、現在、関係人口の創出などの視点で選ばれるまちを目指して、本市が進むべき方向性のほか、デジタルマーケティングを中心とする効果的な情報発信手法等をまとめたシティプロモーション戦略の策定に関係課と連携して取り組んでおります。

両事業ともに、ふるさと納税と連携した取組は重要であると考えておりますので、米沢品質AWARDに選出された事業者をはじめ、TEAM NEXT YONEZAWAに参画されている事業者の皆様に対して、産品やサービスをふるさと納税の返礼品として活用することを働きかけるとともに、ふるさと納税のプロモーションにも積極的に連携してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) まず、御答弁ありがとうございます。

こども条例について、まずはお伺いしていきたいと思っております。

この間、中学生にお話を聞きましたら、市長が中学校に出向き、講演をされたという話を聞いておりますが、そちらどんな話があったのか、どんな御意見をいただいたのか、よければお話しいた

だいてもよろしいですか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。議員御指摘のとおり11月22日午後1時から1時間程度、市立第一中学校で講演をする機会をいただきました。PTAの方々からのお声かけ、研修会という形式でありましたけれども、体育館で全校生徒を対象にお話をさせてもらいました。

演題は、学問のすすめならぬ失敗のすすめというテーマで、最初は米沢市長として、市役所はどんなことをしているのかという御紹介をした後、私の体験談、失敗談をお話しさせていただいて、そこから得たものは何だったかということ約40分弱くらいお話しさせていただき、質問コーナーでは、びっくりしたのですが、かなり手が挙がりまして、20人くらいからいろんな御質問をいただきました。休みはどれくらいあるのかとか、うれしかったことは何かとか、どうやったら市長になれるのだとか、スピーチのコツはどうしたらいいのだとか、そういったものから、遊ぶところがないのでぜひつくってほしいといった御意見とか、市営体育館が暑いという話だとか、市の中学校の体育館には冷房装置はいつつくのだといったような御意見、御要望もいただきました。米沢に何が一番足りないと思いますかという、なかなか本質を突いた御質問もあつたのであります。

こういう生の御意見を聞くというのは、大変大事なことだと思っております。受けるこちらのほうも鍛えられるわけでありまして、議会のほうでは出前市議会をやられているという話を聞いております。大変すばらしい取組かなと思うわけがありますけれども、私も教育委員会と相談して、できれば今度、出前市長室でも、車座集会でも、何でも結構ですけれども、教育委員会の御賛同をいただきながら今後展開できればと思っております。

なかなか政治というか、行政のほうは、投票権のない方の意見を聞かないわけではないけれど

も軽んずる傾向があるので、それはよろしくないと思いますので、ぜひ投票権のあるなしにかかわらず、米沢の尊重すべき意見でありますし、特に未来を考える総合計画などを考える際には非常に重要だという感想を持って終えたところであります。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 市長からの今の感想を私も大変うれしく思います。

我々市議会議員も、先ほどおっしゃっていた中学校出前市議会に行かせていただきました。様々、中学生からもお声をいただきました。

それで、市長の中のお話でもありましたけれども、やはり今の子供たち、ショッピングモールには行くけれども、行く場所がないという話もありました。例えばこういった問題に関しては、長期的な問題ではなく、すぐ対応できるようなものもあるのではないかと考えております。

今、米沢市では子供の居場所、そういったものについては何かお考えはございますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 子供の居場所として、その目的で設置している、あるいはその居場所になり得る施設として、公共施設の中で教育委員会が所管する施設で代表的なものを挙げさせていただきたいと思いますが、一つは市立米沢図書館、それから児童会館があると思っています。それぞれ年間を通してお子さんたちが参加できるイベントの開催でありましたり、学習室、それから遊び場等を設置しておりますので、子供たちが様々な活動の中で社会性や自主性、それから創造性を育みながら主体的な自己開発の実現に資することができるように、今後も文教施設として引き続き提供していきたいと思っています。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) ありがとうございます。

ナセBAや児童会館でも様々ワークショップ等をやっているのは存じ上げております。

ただ、今の小学生は真面目ですので、送り迎えがない限り、学区外に行くことはなかなかしないのです。中学生も同じように、宿題や、例えばゲームを持ち寄って遊ぶような場所がないという話がありました。

これに関しては、例えばコミセンは、高齢者の方が4時まで使う、4時から6時まででは子供の時間、6時以降は仕事を持っていらっしゃるような世代の方、そういった形で使い方、また使う時間を決めさせていただくと、余計なお金がかからないというか、新しい建物を建てなくても、御近所の方が自分の学区内のコミセンに行って、子供たちが宿題をしたり、ゲームをしたり、遊んだりということが可能なのかなと考えております。

これは例えば、地域の大人との関わり方についても必要なことかと思っております。たくさん地域の方々が、例えば雪の中で歩いている子供たちや、夏の暑い中を歩いている子供たち、大変だなと思っても、声をかけても不審者だと思われる可能性があるということで、どのように声をかけていか分からないという大人たちもいるように聞いております。

そんな中で、例えば4時から6時まで子供たちが遊んでいるときにボランティアを募って、子供たちのお世話をさせていただくような方々を募る。そういったことで地域の大人の顔が見える、そういったことも必要なのではないかなと考えておりますので、これは御提案としてさせていただきたいと思います。

市長からもお話ありました。市長の「母になるなら米沢市」、これで子育て政策が大分進んでいるのではないかと思いますけれども、先ほど意見があったように、子供たちに向けた未来への投資、または今のようなすぐできるもの、子供たちの満足度を上げるようなもの、そういったものが必要かと思っておりますけれども、市長、今のお考え何かあれば教えていただいてもよろしいですか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 今突然聞かれたので、大変いっぱいあってんこ盛りなものですから、少し整理をして、限られた時間なので、お話をしなければいけないと思いますけれども、御指摘のとおり、長いスパンで考えるものと、あとはすぐ改善できるもの、それぞれあると思います。なので、いずれにしてもやはり生の声を聞くということは非常に重要なので、できる限りそういう声にも、もちろん学校の先生方は触れていらっしゃるでしょうけれども、行政の側がきちんと聞いていく機会を、どうやって吸い上げるかということは心を砕かなければいけないかなと思っています。

先ほど、コミセンを利用するといったお話、非常にいい考えだと思って拝聴いたしました。そういったことを含めて、できること、長い目で考えることを整理して、まずはちゃんとした情報をきちんと集めることが非常に重要だと思ったところであります。少しまとまらない話で恐縮ですが。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) ありがとうございます。

子供たちもやはりいろいろ考えているものがあるわけです。小学生でも、中学生でも、高校生でも。米沢愛というものが、特に小学生とかは強いのかなと思っていますわけですが、そういった子供たちが、なかなか子育て支援とか、子供のための支援というのが、自分たちの身になっているということがあんまり感じられていない、または米沢市の情報が子供たちにとって難しい情報であるとなかなか入っていかないということがあるのではないかなと思っています。

このこども条例が必要だと思うのは、やはりそういう子供の声を知ることも重要ではありませんけれども、子供たちが米沢の状況を知りながら、子供たちがこれから大人になっていく上で、米沢に何が貢献できるのかというものを考える一翼を担えるのではないかなと思っています。

先日の出前市議会のときに、中学生の子供から、子育て支援は何があるのですかとお話をいた

きました。4名の議員で参りましたので、議員のほうから様々支援についてお話をさせていただいた上で、私から、例えば今、小児科が少ないお話、あとは大学に行く際に奨学金があるお話、給食費無償化のお話、いっぱいさせていただいた中で、逆に投げかけをさせていただきました。今、小児科が足りません。奨学金がもらえます。小児科の診療所を建てたならば1,000万円の給付がもらえます。この中で、どなたか勉強をしっかりと頑張ってください、医学部に行ってください、10年後、15年後、米沢に小児科医として帰ってきてもらえませんかというお話をさせていただきました。こういった米沢市からのお願い、提案も必要なのではないかなと思います。

今の提案、今の施策、そういったものももちろん必要かと思いますが、子供たち、例えば中学生は13歳、15歳ですと、10年たつと23歳、25歳になるわけです。そういった中で、子供にもしっかりと今の状況を知っていただいて、自分は何ができるかという相互関係、そういったものも必要だと思っております。

また、今、米沢市地域医療を守り育てる条例(案)というのが、現在パブリック・コメントの募集が行われております。考え方としては、こういったものと同じものではないかなと思っています。米沢市に住む地域の方々が、地域で子供を育てる。今、子供を育てている方も、永遠に子育てが続くわけではございませんので、子育てが終わった方も、また米沢の子供たちのために貢献していただく、そういったことが必要なのではないかなと思っています。

米沢市こども条例をつくる意味合いといたしましては、理念を共有すること、先ほど市長からもおっしゃっていただきましたけれども、理念だけではなく、やはり連携をすること、それからおのおのが役割を持つこと、そういったことにつながるのではないかなと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、先ほどの中

学校出前市議会の中学生は、10年後、23歳、25歳になるわけです。米沢のよさや課題、未来を共有していただいて、大人になっても帰ってきていただく、そのような形のためにも、米沢市子ども条例が必要ではないかなと思います。

今の問題に直結している我々、未来に向けて、米沢市として、子供たち、若者たちが住み、帰ってきて住み続けられるようなまちづくり、これが今必要ではないかなと思っておりますので、子供たちの声を聞きながら連携できるこの条例について、検討を続けていただければと思います。

続きまして、大項目の2に移らせていただきたいと思います。

先ほど産業部長から御答弁がありました。今が6億7,300万円ほど、12月で9億円から10億円の目標で、1月から3月に向けて3億円、これで合計20億円となっております。

ちなみに去年の12月のふるさと納税の寄附額は5億円でございます。去年に比べて倍になっているかと思いますが、これは確実にクリアしていくということによろしかったでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 取組を強化しておりますので、しっかりと残りの期間、頑張っていきたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 市長にお伺いいたします。

毎度、頑張りますという御答弁をいただくわけですが、これは決して目標額ではなくて、予算額になっておりますので、必ず達成していただきたい、そのように思うわけですが、必ず達成していただきたい、必ず達成する、または達成しない場合どのような責任を市長として取られるか、お考えがあればお教えてください。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 こちらも御通告がない質問なので、まとまって話せるかどうかであります、確かに

予算額でございます。ただ、やはり競争の非常に激しい分野でありますから、先ほど申し上げたように、今までなかなか成果が上がらなかったふるさと納税について、専門の部署を設けて特化してやっていただくということで、新しい部署を設け、また外部の知恵もということで、プロポーザルで最も点数の高かった業者さんに、こちらも実績のある業者さんでありますからお願いをして、二人三脚で取り組んでもらったと、こういうことあります。

世の中そんなに甘いものではありませんし、ビジネスの世界ですから大変厳しい状況の中にあたり、予想できない事態も発生するわけですが、現時点では精いっぱい目標に向けて努力をするということに尽きるのかなと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 市長がおっしゃったとおり、今できることを精いっぱいやる必要があるかなと思っているわけですが、例えば米沢市のホームページを見てみますと、一切ふるさと納税に移るバナーであったり、リンクがないわけです。売上げを伸ばしていらっしゃる南魚沼市さんだと、南魚沼市のホームページになりますけれども、すぐにふるさと納税に飛ぶリンク、バナーが貼られているわけです。ホームページに掲載しないというのはどうしてなのか、教えていただければよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ホームページの構成上、トップページには掲載しておりませんが、組織別ページからは入っていけるようになっております。トップページの検索欄がありますので、そちらのほうから入っていくという形になります。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 先ほどからお伺いをしていまして、中に入ればやっているということがあまりにも多過ぎるのではないかなと思ってお

ります。

先ほど、戦略についても、デザインであったり、寄附者との接点であったり、折り込み、書籍というお話もありましたけれども、今、南魚沼市のお話もさせていただきましたが、10月、11月に視察に行った際、羽田空港を使いました。その際に、南魚沼市のお米が写ったシンプルなポスターが、どんと一面、貼ってありました。決してふるさと納税とは書いておりません。お米のポスターに南魚沼市と書かれただけのポスターが、羽田空港に貼られておりました。反対側には、都城市の真っ黒いポスターでお肉が焼いてある、こちらもお肉と納税とは一切書いておりませんが、都城市と書かれたポスターがずらっと並んでおりました。私は、こういうことがマーケティングではないかなと思います。

羽田空港を使う世代の方、羽田空港を使うような方々、こういった方々に刷り込みをするような、ああふるさと納税の時期だな、お肉が食べたいな、または、お米せっかく取るなら南魚沼から取ろうかな、そういったわざわざ入っていかなくても目につくこと、こういったものもプロモーションかと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 その事例についても承知しておりました。

ふるさと納税の事業につきましては、一定程度のPRの経費が認められておりますけれども、そういうものに抵触しないのかとか、いろいろ全国の事例を調べてまいりました。確かに、ふるさと納税という形で明記はしておりませんので、その経費には入っていない、新たなPRの仕方だなと思いましたので、そういう部分も必要だと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 先ほど、一番最初の質問でも、絞ったらどうだということに関連しているわけです。米沢牛なのか、お米なのか、そうい

ったことは考えていかないといけませんけれど、シティプロモーションの中に、同じ素材を使っていて、これを見たら米沢だというのが分かるのであれば、わざわざ商工課のふるさと納税推進室の予算でなくても、米沢市として全て絡めてふるさと納税、推していけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 市全体としてふるさと納税に取り組むことが必要だと思いますので、そういったシティプロモーション戦略の一環としても、ふるさと納税につながるような、潜在的に意識づけするようなこともやっていきたいと思えます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 先ほど、ホームページの話もしましたが、この質問を考える際、米沢市のふるさと納税特設サイトを見ました。その際に、11月20日前後だったかと思っておりますけれども、お礼不要、寄附金額1,000円というもののみ、1件のみの掲載でございました。先週見たら、また商品がたくさん並んでいるわけですが、この11月の末、誰かが検索するかもしれないこのふるさと納税特設サイトに1件しか載っていないということ、こちらは御存じだったのでしょうか、確認させていただいてよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市のホームページにつきましては、多少切替えの部分がありまして、十分できていないところがありました。こちら直接やっておりますので、なかなかこちらのほうまで手が回らなかったというのが実情です。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 手が回らないというよりは、時期を押さえてやることをやる、最低限のことをやって20億円で挑戦する、挑戦するというか、必ず取りに行かなければいけない、そういった姿勢がまだまだ足りないのではないかと思います。

のですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 大事な御指摘ですので、そのように受け止めさせていただきます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 市長からの説明で、先ほど体制のことで、地場産業、これを売り出していくのだということで、商工課ということでございました。

私、ふるさと納税というのは、観光ともとても密接なのではないかなと思っているわけです。例えば、米沢に来ていただいた方、米沢に関心を寄せていただいた方、どのようにふるさと納税と接点を持っていただくか。例えば観光客について、ふるさと納税で何かやっつけたいことはございますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 観光客につきましては、今年度からの新たな取組としまして、アナログな方法になりますけれども、せんだって作りましてリーフレットを各所に置いたり、あるいは観光客の方が気軽に寄附をしていただけるような観光施設であります道の駅米沢などに、そういうものを寄附していただけるような仕組みを構築したところでは。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) まずは、米沢に来ていただいた方、きっと御満足度が高い方が多いのであろうと思います。そういう方々にもっと積極的に米沢市のふるさと納税を進めていかなければいけないのではないかと思います。

あと例えば、先日、横浜の日吉において、ミニ上杉まつりが開催されたと聞いております。米沢をアピールするために絶好の機会だと思いますけれども、こういった場所でもふるさと納税の御案内というのはされていたのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市の観光情報のほかに、ふ

るさと納税の情報についても御提供させていただいております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) そういった資料を提供する際に、そういう方々が、支援につながったと分かるような何かツールとかはお使いなのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 直接、リーフレットなどを使ったものについては分かりませんが、レビューなどで御投稿いただきますと、そういう部分については把握しておりますので、それに対するお返しのコメントなども御用意させていただいております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 米沢市は、さっきの日吉ではなくても様々なイベント、移住のイベントであったりとか、様々な県外に行かれることも多いかと思っておりますけれども、そういったところでも同じくふるさと納税を勧めてらっしゃることではよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 様々なイベント、できるだけ承知しておりますけれども、そのPRするにふさわしいものにつきましてはさせていただいております。

あと、企業誘致の際にもそういうリーフレットを携えまして、御案内をさせていただいております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) そういった一つ一つのことが重要になってくるのだと思います。

例えば、旅館なんかでも声をかけていただいております。お渡しいただくであるとか、例えばふるさと納税で出ているお米が旅館で使われているとか、そういった一見関係ないというか、商工課ではないようなところということではなくて、米沢市全体として、もっとふるさと納税につなげていくのだと

いうことを、当局の各課だけではなくて、米沢市の企業の方々、観光に携わるの方々、様々声をかけながらやっていただきたいと思うのですけれども、今やっというらっしゃるのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 これも一例になりますけれども、例えば山形大学工学部のOB会であります米沢工業会さんを通して、卒業生の皆様に資料をお送りさせていただくような、そういうアプローチもしているところです。

あらゆる場面を捉えて、できるだけ露出を増やして、多くの方にお気づきいただくような形で取組を進めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 産業部長から、様々やっているとのお話でありました。

私、知人、友人、様々市外の方から聞くと、こんなにポテンシャルの高い米沢、もつとふるさと納税を伸ばせるだろうというお話があります。市長からも、50億円を目指すというお話があります。ふるさと納税がいつまで続くか分かりませんが、あるうちはやはり取りに行くべきだと私も強く思っております。

回答の中になかったのですけれども、この50億円の積み上げの中で、どの商品だと50億円が目指せるのか。例えば、米沢牛に限っては、頭数が限られているわけです。20億円、50億円と伸ばしていくうちに、どれをどのぐらい伸ばしていくのかというお話は先ほどなかったかと思いますが、併せてそのあたり教えていただければよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 大変失礼いたしました。

現在では、やはり主力返礼品であります米沢牛肉に加えまして、やはり今はお米だと思っております。そういうものに加えて、あとは、特に力を入れていきたいと思っておりますのがパソコンであります。パソコンにつきましても新しい機種を

いろいろお聞きしまして、それも12月からアップをさせていただいておりますので、そういう部分に力を入れていきたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） パソコンについてですが、個別に買われるパソコンが多いのか、例えば企業で入替えのときに一斉に入れていただく、そのようなこともできるかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 パソコンにつきましては様々な、例えばスマートフォンの普及などによっても違いますけれども、やはりシステムの入替え、OSの入替えなど、そういうときには、これまでの経験からいいまして、返礼品として採用していただいていた経緯がございます。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 今の質問と重なりますが、それを企業版というか、企業に売り込みというのはいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 そちらにつきましても、並行しておりますので、併せて加えて申し上げますと、企業版ふるさと納税についても一緒に御案内をさせていただいている、その2つの取組を進めています。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） お米についてでございます。米沢市は、JA山形おきたまといって、置賜全域のお米が一緒になっているというお話もお伺いするわけですが、商工課でもっと切り崩しにかかるというか、お声がけ、強めにいかないといけないのではないかと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 JA山形おきたまのお話につきましては、さきの農林業振興議員連盟様との懇談会の席でも話題になりました。確かに、以前か

ら返礼品の協力をお願いをしておりましたけれども、JA山形おきたま様につきましては独自の販売ルートがあるということで、JAに集荷されましたお米につきましては、本市のみならず置賜3市5町において返礼品の対応とすることが難しいという御事情もありました。

しかしながら、ぜひ米沢市だけでなくほかの自治体の皆様ともお話をしながら、そういう話題に出す会議も今設定しておりますので、そういう部分でどのような対応ができるか考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) ぜひ連携をしていただいて、広域のふるさと納税等々されている場所もあるとお伺いしておりますので、ぜひ伸ばすために動いていただきたいと思えます。

最後に、20億円必ず到達していただきたいと思うのですが、ふるさと納税について市長から、最後に見解をお願いしたいと思えます。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 いろいろと御提案をありがとうございました。やはり今できることを全力でやるということがまず大事だと思っております。

ただ、なかなかそう世の中簡単でないのも十分承知しております。他市の例で恐縮ですが、函館市なども非常にふるさと納税が低いと。大泉市長が就任されて、かなり力を入れているけれども、なかなか数字が伸びていないなんていう話も聞いております。

南魚沼市の林市長、実は姉妹都市でありますから、私も何度もお会いしていろんな話を聞きながら、やはりそのことを勉強し、彼らも既に米だけでたしか30億円ぐらいやっているのではないかと思います。

米は、寒河江市も天童市も、かなり力を伸ばしている。やはり東北、米どころはやはり米が中心だと思いますので、そういったことをJAさんの御理解をぜひいただきたいということで、置賜

各地で連携してお願いに上がりたいと思っております。

精いっぱい頑張りますので、いろいろ御提案、引き続きお願いいたします。

○相田克平議長 以上で11番植松美穂議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

~~~~~

午後 1時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、廃校の利活用について外1点、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕(拍手)

○12番(古山悠生議員) 至誠会の古山です。

長く暑かった夏も過ぎ、紅葉を楽しむ間もないほどあつという間に秋も過ぎ去り、本格的な冬を迎えました。

私の住む六郷町では、毎年冬の恒例の行事の一つとして教育懇談会が行われます。この教育懇談会は、子供と保護者だけではなく、地域の人も参加し、六郷の教育やまちづくりについて話し合うというのですが、途中、新型コロナの影響により中断することもあったものの、今回で63回目となります。

今年は12月14日に開催されますが、今回のテーマは、六郷小が閉校した後の地域の在り方について話し合う六郷の未来についてと、親子でメディアの上手な使い方やネットリテラシーについて考える、親子で考えるメディアとの付き合い方の2つに設定しました。

今回の一般質問は、この教育懇談会に先立ち、本市の考え方や方向性についてお伺いしようというのですが、この2つのテーマは六郷だけで

はなく、本市全体にとっても共通の課題であると
考えます。ぜひ今回のこの質問が米沢市の未来に
つながることを期待して、質問に入ります。

それでは、大項目1、廃校の利活用についてお
伺いいたします。

本市では、米沢市立学校適正規模・適正配置等
基本計画に基づき統廃合が進められていますが、
これにより使用しない学校施設、廃校が生じるこ
とになります。廃校となれば、米沢市公共施設廃
止後の施設利活用の考え方にに基づき、米沢市、地
域、民間事業者の順に利活用の検討を進め、利活
用が見込めなければ解体という方針が示されて
います。

平成30年度に閉校した南原中学校は、芸術創作
活動施設として活用され、今年度閉校になる米沢
市立第五中学校は市の文書等の保管庫として活
用されることが示されています。また、令和7年
度に閉校が予定されている米沢市立第六中学校
については、校舎を改修し、広幡、六郷、塩井小
の新統合小学校として活用される計画となっ
ています。

一方、小学校については、三沢東部小学校が地
域の住民を中心として組織化された法人の活動
拠点施設として活用されることになっていま
すが、それ以外の閉校になった小学校の利活用方
法についてはいまだ示されていません。

そこで、最初の質問です。これまで廃校の利活
用についてどのように進めてきたのか。特に、利
活用されていない関、関根、三沢西部小学校につ
いては、現在どのような検討がなされているのか
お知らせください。

さらに、市の事業として廃校を利活用する場合
の判断基準や考慮すべき点があるのかどうか、本
市の考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、ネットリテラシー教育につ
いてお伺いいたします。

今やパソコンやスマホは私たちの生活に欠かせ
ず、インターネットやSNSが普及し、遊びや趣

味だけではなく、仕事や学習にも活用され、我々
の生活を便利に豊かにしてくれました。私もこの
原稿を書くに当たって、インターネットで検索し、
参考資料を探しました。また、日々の議員活動に
ついてはホームページやSNSなどで発信する
など、私にとってもなくてはならないものになっ
ています。

インターネットやSNSの進化や普及は、社会
の構造を変え、いつでもどこでも世界中に発信し、
つながることができるようになりました。

一方で、技術が進化すれば悪用する人間が登場
するのも、ある意味必然の流れであり、面識のな
い者同士がインターネットやSNS上でつながり、
犯罪に加担してしまう闇バイトやトクリュウ
など新たな犯罪の形を生み出しました。

また、最近では、2019年4月に起きた池袋暴走
事故の被害者家族に対し、SNS上で誹謗中傷を
繰り返した女子中学生が書類送検されるといっ
た事件も発生し、誰もがいつでも加害者にも被害
者にもなり得る危うさを改めて感じました。

さらに、先日行われたアメリカ大統領選挙や、
兵庫県知事選挙では、インターネットやSNSの
投稿や情報が投票行動にも大きな影響を与えた
と言われています。

大人であっても、何が正しい情報なのか見極め
るのが難しい中で、知識や経験が乏しい子供たち
にとって、ネットリテラシーを持つことは、これ
からの社会を生き抜く上で必要不可欠なものに
なっています。

ネットリテラシーとは、インターネット上の情
報を正しく理解、判断、運用し、使いこなす能力
のことを言いますが、インターネットの世界には
あらゆる情報があふれており、その情報の真偽や
善悪は受け手側が見極めなければなりません。信
頼できる情報はどう探せばいいのか、入手した情
報はどう使えばいいのか、また自ら発信した情報
が誰かを傷つけないか。知識だけではなく、
道徳心、想像力も必要となります。

現在、小中学校では、1人1台端末を使った学習となり、様々な活用がされていますが、タブレットやスマホは道具であり、インターネットやSNSは我々の生活を支える手段です。その道具や手段に操られることがないように、幼少期からネットリテラシー教育について取り組んでいくことが重要であると考えますが、本市の小中学校ではどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

また、今の子供たちにとっては、生まれたときからパソコンやスマホが身近にあり、小学生でも所持していることも珍しいことではありません。私たちの子供の頃は固定電話で連絡を取り合っていました。今では直接友達同士でやり取りすることができます。また、LINEやインスタグラムなどのSNSも使いこなし、友達と連絡を取り合うだけではなく、知らない人ともいつの間にかつながっているなど、私たち親が知らない間に交遊関係を広げている場合もあります。

さらには、テレビゲームは私が子供の頃にもありましたが、1人で遊ぶか友達やきょうだいと家でするものでした。しかし、今ではどこでも遊ぶことができ、離れている友達同士でもオンラインで遊ぶことができます。また、チャット機能などを使えば会話をしながら遊ぶこともでき、時には知らない人と遊ぶこともできます。

一方で、直接顔を合わせずオンラインで連絡を取り合うために、擦れ違いや誤解から思わぬトラブルも生んでいるようです。知らない間に自分の写真が投稿されていた、LINEのグループ内で悪口を言われるなど、いじめや犯罪にもつながるような事例もお聞きします。

そこでお伺いいたしますが、本市教育委員会では、小中学生のスマホの所有率を把握しているのか、またインターネットやSNSに関わるいじめなどのトラブルが発生していないのか、お伺いいたします。

私からの演壇からの質問は以上です。御答弁よ

ろしくお伺いいたします。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 それでは、私から、1、廃校の利活用についてのうち、まず（1）活用方法が決まっていない廃校の検討状況はについて御説明いたします。

廃校施設の状況につきましては、平成30年度末に米沢市立南原中学校が廃校、令和2年度末に米沢市立関小学校及び米沢市立関根小学校が廃校、また令和4年度末には米沢市立三沢東部小学校及び米沢市立三沢西部小学校が廃校となりました。さらには、今年度末に米沢市立第五中学校が廃校となる予定でございます。

そのうち、旧南原中学校の施設につきましては、芸術文化施設及び埋蔵文化財の収蔵庫等として利用し、旧三沢東部小学校は地元の方々に組織する一般社団法人米沢みさわ学校と今年度に貸付契約を結び、校舎施設を地域活動の拠点として利用を行ってもらっているものです。

また、昨年度には、旧関小学校について、民間利用の可能性を把握するためのサウンディング型市場調査を行い、2事業者からの提案があったものでございます。

関小学校、三沢西部小学校などまだ利用が決まっていない小学校につきましては、現在具体的なものは決まっておられませんけれども、貸付けを前提とした鑑定をこれから行う予定であります。

これら民間による施設利用のための課題を解決し、具体的な民間利用を行うことができるように鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

第五中学校につきましては、校舎部分を文書保管庫として利用する予定でございます。

その他の施設におきましても、先行している施設の状況を踏まえて、利活用に向けた取組を進めてまいります。

また、これらの施設は旧学校利用施設という管理におきまして、体育館やグラウンドを一般に貸

付けを行い、さらには災害発生時の避難所として活用を図るものでございます。

次に、(2)市で活用する場合の判断基準は何かについてお答えいたします。

廃校施設につきましては、先ほど議員もおっしゃいました令和2年度に定めた米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方によりまして、本市事業による利活用、次に地域団体等による公益目的での利活用、次に民間事業者等による営利目的での利活用、最後に施設の解体及び土地の処分の順に検討を進めていくとしておるところでございます。

このうち本市事業による利活用の留意点としては、施設の使用ができる期間については避難所の機能を維持すること、事業の必要性和財政負担を検討するものとしておるところでございます。

また、議員お述べのとおり、米沢市立第三中学校など、廃校となる施設が増加する予定であり、廃校の利活用につきましては重要な項目となるものでありますが、施設ごとの状況、課題や社会情勢などによりまして、各段階で検討する期間や内容について画一的に進めることは難しい状況であると考えてございます。

利活用の検討におきまして、本市事業による利活用がないとしたものは、利活用の順番のとおり、地域団体等による公益目的での利活用や民間事業者等による営利目的での利活用へと検討を進めてまいりましてでございます。

施設ごとの課題解決や社会情勢の変化への対応等により、適切な利活用につながるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目2、ネットリテラシー教育についてお答えします。

まず、ネットリテラシー教育をどのように行っているのかについてお答えします。

本市では、1人1台端末を活用することで、学びの個別最適化を図り、子供たちの資質・能力の育成を目指しています。

近年、GIGA端末は、個々が必要なときに手に取ることができる学習用具として重要な役割を果たしています。この取組により、インターネットを活用した調べ学習や、プレゼンテーションアプリを用いた共同編集、デジタルドリルの活用、さらには端末の持ち帰りによる家庭学習が進められています。これにより、学習の広がりや深まりが実現されており、子供たちの情報を収集し、表現し発信する能力が向上しております。

しかし、その一方で、正しい情報の取扱いや、インターネット上の危険から身を守るための情報モラル教育がますます重要になっています。

本市における情報モラル教育は、善悪を正しく判断できる道徳心と、危険を回避できる実践力の育成を目指しています。そのために、教育研究所の情報教育研究会から、情報活用能力育成のための学習内容一覧を発行し、各学校に配付しております。

この一覧には、児童生徒の発達段階に応じた活用スキルや探求スキル、プログラミング教育、情報モラルが記載されており、系統的な指導が可能となっております。また、保護者にも情報モラルを理解していただくために、タブレット利用の約束やインターネット利用の注意点をお知らせしております。

さらに、専門的な知識を有するICT支援員を配置し、児童生徒の学習や教員の授業づくりをサポートしております。

教育委員会としても、情報リテラシーの育成を図り、人権尊重の意識を高めることは大切にしていかなければいけないと考えております。日進月歩の情報社会への対応を心がけており、今後とも情報モラル教育の推進と充実に努めてまいります。

次に、小中学生の間でインターネットやSNS

に関するトラブルが発生していないかについてお答えします。

本市の小中学生のスマートフォンの所有率については、調査結果によれば、小学生が約44%、中学生が88%となっております。ただし、中には保護者のスマートフォンを使用している児童生徒も含まれております。

また、インターネットやSNSに関連したいじめなどのトラブルについても把握しており、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるという事案は年々若干の増加傾向にあります。これはネット上で行われているため、発見が難しいという課題もあるところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございます。それでは、自席から再質問していきたいと思えます。

まず、廃校の利活用についてお伺いしたいと思います。現在、中学校の閉校後の施設については、先ほど御答弁もありましたが、南原中学校は既に芸術文化施設として利用され、五中については市の文書の保管場所として、そしてまた六中については新しい統合小学校の校舎として利活用することが予定されています。五中、六中に関しては、本定例会にそうした関連議案が提出され、本市事業に関連して利活用されることが示されています。

中学校については、1地域に1校ある小学校と違って複数の地域にまたがっていたり、あるいは小学校と比べて校舎や敷地が大きいということがあって、地域であったり、それから民間事業者が活用するにはハードルが高いのではないかと思います。そう考えると、中学校の利活用に関しては、市の事業として優先的に進めていただきたいと思えますが、その点について本市の考えをお聞きしたいのと、やはり南原中、五中、六中とくれば、では次の三中はどうなるのだと市民の方が

思うのは当然の感情だと思いますので、三中に関しては現時点でどのような考え方、方向性を持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、中学校施設、こちらは小学校施設に比べ規模が大きい、また小学校の付近にはコミュニティセンターがある地区が多く、小学校をコミセンを中心に地域活動の場として利用することも多いのですが、中学校においてはその部分が少ない、弱いかなとは感じているところでございます。これらのことから、中学校施設の利活用については、確かに小学校施設と異なる部分があるものと認識しているところでございます。

今年度末に廃校予定の第五中学校につきましては、廃校後の利用として、文書保管庫のほかに、一中の部活動を支援する、また一般貸出しによるグラウンド及び体育館等の利用、スクールバスの発着所、災害時の避難場所、選挙における投票会場など、複合的な利用ということで考えているところでございます。

今後廃止が予定されている第三中学校におきましては、特に具体的な利用については引き続きの検討が必要という状況でありますけれども、こういった五中と同じような複合的な使い方ということで考えていかなければならないのかなとは思料しているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） ぜひよろしくお願いたします。

もう1点お伺いしますが、令和3年度に関小学校が閉校になりましたが、関小学校に関しては市のサウンディング調査が行われているということで、一定程度の方向性、動きについては分かりました。

一方で、関根小学校については、これまであまり進展がないように感じています。中に入るわけにはいきませんので、外から見分にはグラウンド

の草も伸びて荒れているような状況であります。中の状態としては、やはり建物ですので、人が活用しないとだんだん老朽化や劣化が進んでいくのではないかと思います。現在、関根小学校の現状はどのようになっているのか。

そして、もう1点お伺いしたいのが、その管理方法、例えば月に1回ぐらいは風通しをしているのだとか、そういった管理を行っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 学校として利用している期間につきましても、もちろん毎日、子供たちの出入り、また毎日の清掃などにより施設の維持管理がなされていたところでございます。

廃校後につきましては、旧学校利用施設としての位置づけで施設の管理を行っているところでございます。

また、施設の貸出し等の手続を各コミュニティセンターで行っていることから、主管課といいますかコミュニティセンターでの管理ということになりますけれども、具体的にはアリーナやトイレは月2回程度の清掃、グラウンドは年2回から3回の除草剤の散布などのほか、巡回点検を月2回行って、随時不具合等には対応しているところでございます。管理の内容や回数については施設の状況等により対応を少し変えてはいるところです。

以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） 廃止された公共施設の利活用については、これまでも何度も答弁いただいておりますが、米沢市、それから地域、民間事業者の順で検討していくというお話でしたが、この期間については、それぞれ例えば米沢市で検討する期間は半年とか、1年とか、そういった期間というものはお決まっているものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 そちらの検討期間についてでございますが、施設の状況や市の業務としての例えばいろんなニーズですとか、そういった状況によりまして、利活用の検討の進め方は異なっているのが現状でございます。なので、検討の期間について統一した設定は行ってはおりません。

ただ、早期に施設利活用の検討を進める必要があると認識してございますので、廃校の前に、例えば市の利活用の検討、施設の課題の整理を行い、その後、地元利用の検討を行っているところではございます。特に、一番影響の大きい施設の経年劣化なども踏まえて、適正な施設の利活用の検討を行っていきたくと考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番（古山悠生議員） 今、総務部長のほうからも経年劣化というお言葉がありましたけれども、やはり使用しない期間が長く続けば、その分校舎が老朽化していく。そしてまた、今度地域で活用しようといった場合に、小学校が閉校した後に改めてその地域の人たちが集まって何かをしようとするのは、ハードルが高いのではないかなと思います。

ですので、できるだけ早く、米沢市で活用しなければ地域、地域で活用しなければ民間事業者と、どんどんステップを踏んでいくようなスピード感が必要だと思います。特に、地域で活用する場合には、小学校が閉校する前の段階から地域に投げかけられるような、そういったスピード感で取り組んでいただきたいと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 これまでも、これ以前に廃校した施設についてそのような検討を進めてきた中で、やはりもう少し早く地域のほうの意見を聞いてほしかったとかという意見はこちらのほうにも届いているところでございます。その辺の反省と申しますか、やり方を含めまして、できるだけ早くしたいとは考えてございます。

ただ、繰り返しですけれども、やはりそれぞれの施設の経年劣化など、本当にお貸しできる状況かなども確認した上でということになりますので、そこについてもなるべく早くという言い方にはなってしまいますが、進められるようにしていきたいと考えてございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) その点もぜひよろしくお願いたします。

もう1点、お伺いしますが、旧三沢東部小学校、これが来年度から地区の住民の方が中心となって組織された一般社団法人米沢みさわ学校が校舎を無償で借り受け、様々な活動を行うとお聞きしております。

今回、一般社団法人という形で組織されましたが、これは廃校を活用する上で必要な条件であったのか、その理由であったり、その経緯について御説明いただきたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 旧三沢東部小学校のこの取組のいきさつでございますが、昨年度から日本に滞在する小中高生を対象とした国際キャンプを地元で実施しておりまして、その取組を地域として継続的に実施したいという意向を受けまして、貸付けをする範囲、貸付けの契約の相手方等について地元と協議を行ったところでございます。

貸付けの相手方については、任意の団体ということでは貸付契約を締結できないため、地縁団体等の法的な位置づけがある団体とするように、こちらから依頼したものでございます。ただ、一般社団法人でなければとか、そういったことはこちらからは申してはいたないところでございます。

その協議の結果、貸付範囲については、地元側が施設の維持管理が可能と判断した範囲である校舎部分とし、また地元側が一般社団法人を立ち上げたということを受けて、貸付契約の相手方としたという流れでございます。

なお、貸付料については、地域の活性化、国際

相互理解の推進、青少年の健全育成など、公益性の高い事業を行うものとしまして、こちらとしても無償とさせていただいたところはございます。

議員お述べのとおり、旧三沢東部小学校の取組につきましても、地域が主体となって事業を行うものとして、先進的なものであると考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 旧三沢東部小学校の場合は、もともとの国際キャンプという母体があって、そこに地域の方が集まったということで、ある意味条件がそろっていたという状況があったと思いますが、やはり今回のこの事例というのは、廃校の地域の方が活用する上での先進事例、それから好事例にもなると思しますので、ぜひこれをこれから廃校になる地域に水平展開していただくように情報提供していただきたいと思いますが、その点についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、地域が主体となって事業を行ってきたという意味では先進的なものであると感じてございます。

こちらについての水平展開については、我々のほうでも期待するところがございますし、もしその情報提供ということであれば積極的にしてまいりたいと思っております。

現在、廃校後の活用の検討が必要な施設がございますけれども、学校施設の地域環境、廃校施設で地域の環境も異なりますので、その地域に合った取組が必要と思われまますので、個別ということになります。対応を検討してまいりたいと思います。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) その地域で活用を考える場合に、廃校の活用ということを前提に考えるのではなくて、まず地域が、小学校がなくなった後にどういった地域になっていきたいのか、ど

ういった地域ならば暮らしやすいのか、どういったことを次の世代に残していきたいのかということをもみんなで考えて共有する、そういった機会が必要なのではないかと思います。

そしてまた、こういった地域で活動しようとなった場合に、アイデアは出るのだけれども、実際にそれを誰がやるのだということで、人材の確保であったり、それから育成が課題になってくるのだらうと思います。

そうした場合に、市として1から10まで全部サポートしてくださいというのは難しいかもしれませんが、せめてこの入り口の部分、そのきっかけづくりといった部分はぜひサポートしていただきたいと思うわけですが、その点についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員お述べのとおり、まずは地域の皆様が廃校施設をどのようにしていきたいのかということを考える、話し合うということが非常に重要だと私も思っております。

コミュニティ推進課では、住民主体の地域づくりを推進するため、地域住民が集まり、地域の課題を我が事として考えて捉えて話し合い、方向性について合意を図っていく際の支援を行っております。御相談いただければ、各部署と連携しながら、話し合いに必要な情報提供や講師の派遣などをはじめとして、具体的に活用できる支援制度、そういったものの情報提供なども行ってまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 現在、少子化に伴って、日本全国で毎年廃校が増え続けていますが、そのうちの約7割が利活用されているということでした。

本市では、令和元年度以降、今年度閉校になる五中を含めて6校が廃校ということになりますが、そのうち3校が市の事業や地域の事業で活用されていますので、この数が多いか少ないかとい

うのは一概に言えないと思いますが、やはりこれからどんどん閉校が続いていくという現状、それから、やはり今あまり利活用が進んでいないという現状を考えると、市民としては非常に不安を感じる場所でもありますので、ぜひ先ほど申し上げたとおりスピード感を持って、そして廃校の利活用が進むようなサポートをぜひお願いしたいと思います。

続いて、ネットリテラシー教育についてお伺いしたいと思います。

まず、前段として、スマホの所持についてお伺いしたいのですが、昨年度、三中生の熱中症の事故があって、何かあったときの緊急の連絡手段としてスマホを持たせたいといった保護者の声もあったかと思いますが、現在スマホの所持については、小中学校で認めているのか、認めていないのか、そのあたりの取扱いについてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 スマートフォンの学校への持込みについてお答えいたします。

米沢市では、小中学校における携帯電話の取扱いに関する基本方針を定めております。学校への児童生徒のスマートフォン等携帯電話の持込みについては、携帯は各学校における教育活動に直接必要のないものであるというふうなことから、原則持込禁止としてございます。

ただ、議員が今お述べのように、登下校中など携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合は、保護者から校長に対し持込みの許可を申請して、認められた場合には持ち込むことができるということになってございます。

ただ、その際には校内での使用は禁止とし、トラブルに関しては保護者の責任において対処することをお願いしているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 基本的には持込みが禁

止されているということで、インターネットやSNSに関わるトラブルというのは、基本的には学校外で起きているのだと思います。

一方で、現場の先生方にお聞きしますと、やはり今インターネットやSNSに関わるトラブルというのはやはり増えていて、LINEのやり取りや、あるいはオンラインでゲームをしている最中に、相手の顔が見えないためについつい言葉遣いが荒くなってしまったり、それから自分ではそういったつもりではなく言葉を発したのにもかかわらず、相手が違うふうにとってしまったりと、そういったトラブルが起きているというお話をお聞きしております。そういったトラブルについては、教育委員会でも、あるということは把握しているのだと思いますが、完全に把握するというのは難しいと思います。

そこで、お聞きしたいのですけれども、こうした事態を教育委員会として今、どの程度の危機感と申しますか、深刻度を持って捉えていらっしゃるのか、少し意地の悪い言い方をすると、それはもう学校外、家庭で起きていることだから、それはそちらで対処してくださいよというスタンスなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず、SNSの書き込みやゲームでの悪口がトラブルになっているかどうかというところについてお答えいたしますけれども、まずSNSの書き込み、ゲームでの悪口によるトラブルが発生しているということは、学校でも、教育委員会としても、把握しているところでございます。子供たちの人間関係につきましては、やはり各学校のほうで、トラブル解消ということで対応しているところがございます。

また、実際に会ったことがない人と連絡や情報交換をしている児童生徒が増えているということについては、調査の中で、若干ですけれども増加傾向にあると捉えており、その点については教育委員会としても危機感を持っているところで

ございます。

まず、現在、学校のほうでGIGA端末を子供たちに預けて様々使っているわけですが、そのトラブルを未然に防ぐために、不適切なウェブページへのアクセスを防ぐフィルタリングシステムを導入しております。このフィルタリングには、SNSをブロックする設定、端末を持ち帰った後も、家庭で使う場合も、その設定が利いているという状態でありますので、そこについては対応しているというところがございます。

ただ、今、議員がお述べのように、学校以外の端末使用について、様々なネットにつながる機器がございます。通常のスマートフォン、タブレット、ゲーム機器、コンピューターを利用したオンラインゲーム等様々ありまして、そういったところについては、やはりなかなか学校、教育委員会としても把握することが難しいと考えております。

ですので、学校での情報モラル教育だけでなく、各家庭での約束事ですとか、保護者の理解をいただきまして、各家庭でも御指導いただく、そういったことが必要と思っております。

ですので、各校ではSNS利用についての保護者への注意喚起ですとか、保護者向けの講演会を設けたりする取組が行われておりますし、先ほど議員お述べのように、六郷地区でそのようなテーマにした懇談会が行われるということをお大変こちらとしてもありがたいと考えているところがございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) やはり家庭との連携というのが大事だと思いますし、もう1点、私は何かあったときの相談できる体制というものがやはり必要だと思います。

今や中学生だけではなく、小学生も所持していることが珍しくない。また、小中学校では1人1台端末があるということで、スマホを持っていないけれども、いつでもインターネットに接続できるよ

うな状況にあるということで、ネットを介したトラブル、それからいじめなんていうものは、なかなか先生も完全に見つけることは難しいと思います。

そしてまた、そういったことが起きたときに、先生や親にも相談しづらい、そういったときに相談できるような体制は整っているのかどうか、そしてまた、そういったネットやSNSに関わるトラブルの相談というものは増加傾向にあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 いじめ、トラブル発生時の相談体制、未然防止の対策等についてお答えいたします。

いじめやトラブル発生時の相談体制については、保護者ですとか、学校の先生など信頼できる大人に相談すること、相談できるようにすることを第一にさせていただきます。

しかし、議員お述べのとおり、家庭や学校だけでは対応できない場合もあると認識しておりますし、警察ですとか、専門機関と連携した体制を整えているところでございます。

また、SNSのいじめやトラブルに限らず、近い人に相談することが難しい場合、直接相談することが苦手な児童生徒もいるということもございますので、本市教育委員会では、端末を用いた「ひとりじゃないよ」という悩み相談フォームによる相談支援システムを運用しております。

多くの大人が子供たちの安全を見守る体制づくりを今後も研究していきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひその点についてもよろしくお願いたします。

少し話はそれますが、つい先日、市内の下校途中の小学生の様子が中国人の男性によって無断で撮影され、SNSに投稿されたという事案がございました。このことについては、教育委員会にも様々な問合せ等があつて、対応に御苦労された

かと思ひます。

ただ一方で、この事案から、やはりいつでもどこでも無防備な状態を世界中にさらされる危険性があるということを改めて感じました。

また、いじめやトラブルに巻き込まれて追い詰められたときに、子供たちがネガティブな投稿であつたり、それからネガティブなワードを検索したりということもあつて、知らず知らずのうちに自らSOSのサインを発している場合があります。

先ほど、教育指導部長のほうからフィルタリングというお話もありましたが、そうしたリスクを早めに感知することが、やはりこれはますます重要になってくるのだらうと思ひますが、そのことについて現実的には難しいのかもしれませんが、ネットパトロールをするなど、そういった一歩踏み込んだ対応も必要になってくるのではないかと思ひますが、その点についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

教育委員会では、日常的にインターネット上の情報についてパトロールを行っているところでございます。ただ、当然ながら、人的な限度、制限もございまして、なかなか全ての状況を把握するには至っていないところでございます。

ただ、本市として業務委託をお願いしております情報教育サポート事業等をお願いしている、その業者の方にも見ていただいたり、あと直接的には米沢市教育委員会としてつながりがあるわけではありませんけれども、県警ですとか、県の教育委員会のほうでも、同様にネットパトロールを実施しているという情報については共有しているところでございます。

また、先ほどのフィルタリングのところ、子供たちがネガティブなワードについて検索をしたことについては、こちらのほうにも情報として入ってきますので、その点につきましては学校と

様々情報共有をしながら対応を進めてきているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひその点についてもよろしく願いいたします。

私にも小学5年生の娘がいて、スマホを持たせています。今はユーチューブで動画を見たり、あるいは家族間でLINEのやり取りをしたりという程度しか使っていませんが、一応有害なサイトを閲覧できないようにフィルタリングをかけています。

ただ、そのフィルタリングや、時間などに制限をかけても、やはり子供の知識や情報のほうが上回ってしまって、それをすり抜けてしまうという場合もございます。そしてまた、あまり制限をし過ぎると、本来インターネットやSNSが持っている利便性であったり、それから可能性を、それすらも制限してしまうことになってしまうのではないかと考えています。

そしてまた、SNSに対してどのように付き合ったらいいのかということ、親の私たちもどうやって伝えていいのか、そういったところで迷うところもあります。

そして今は、大人自体もスマホ依存といえますが、スマホがないと生活できないような状況になっていて、私もよくスマホを見ていて妻に見過ぎだと怒られるところがあって、厳しい指導を常に受けているわけですが、そうしたこともあって、親、保護者に対しても、そういった様々な情報提供、先ほど、教育指導部長からお話もありましたけれども、もう少し丁寧な充実した説明等があればいいのかなと思います。どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 全市全ての児童生徒の保護者の皆様に、全ての情報をお送りし、お伝えし、理解をしていただくということはなかなか難しいと考えます。

ですので、子供たちが端末を使う際には、本市教育委員会として定めているインターネットの利用の仕方ですとか、危険性についてこういったことがありますので、ぜひこちらのことを保護者の皆様にも御理解いただいて御指導いただきたいというお願いをしているわけですが、実際にはなかなかそれが難しい状況にはあると思います。

ですので、丁寧な情報提供ですとか、説明というのは必要なことだと思うのですが、やはり先ほどのような機会をできるだけ持って、学校単位で保護者、あと学校の教員、あと場合によっては子供たちが一緒になって学ぶような、そういう場というものを設定していくということが実は一番の近道なのではないかと考えているところです。議員がお求めの答弁になっているかどうかですが、そのように考えてございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) インターネットやSNSといったものは、私たちが子供の頃になかったものですので、私もどう接していいのかというのは分からないのですが、今の教育指導部長の御答弁をお聞きして、やはり私たちも子供たちと一緒に勉強して成長していかなければならないのではないかと考えたところでした。

もう1人、私は息子がいて、小学校1年生になります。小学校1年生の息子が、私たちも知らないような情報であったり、知識を持っているときがあります。その知識がいいほうに進めばいいのですが、やはりその情報が本当に正しい情報なのかどうか判断する基本的な知識であったり、道徳心を持たないまま、そういった知識を得ているのではないかと感じる時があります。例えて言うならば、車の免許を取るときに、学科試験も合格していないのに急に高速道路を運転している、そのような状況ではないかなと思います。

そしてまた、今インターネットに関わる犯罪がだんだん低年齢化しているという現状を考える

と、できるだけ小さいうちからネットリテラシー教育をしていくことが望ましいのではないかと思います。

やはり先ほどありましたが、発達段階に応じてという御答弁でしたけれども、やはり幼少期のネットリテラシー教育の重要性というものについて、改めてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほど教育長が答弁しましたけれども、小学校のほうにも情報活用能力育成のための学習内容一覧というものを、米沢市の教育研究所の情報教育研究会のほうでまとめたものをお出ししています。

実際に、情報モラル、情報リテラシーについて、それに沿った形で学校では指導しているところではあるのですが、ただ単純にその端末をどう使うかということではなくて、このように言ったら相手はどう感じるのかですとか、あと実際に顔が見えない相手にとってそれがどう伝わるのかですとか、様々な教科、国語ですとか、道徳、体育の保健、中学校でいうと技術・家庭、社会科、そういった様々な教科で身につけていく必要があるし、実際にそのような形でないと、なかなか一度には身につかないものなのかなと考えております。

できるだけそういった系統的な学習指導を今後続けてまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

最後の質問になります。大分時間が余ってしまいましたが、一足早い私からのクリスマスプレゼントだと思って、最後の質問をしたいと思います。

今後、情報化社会を生き抜くためには、やはりネットリテラシーというのが必要な能力であると思います。ただ、それは親や先生が押しつけるのではなくて、やはり子供たち自身が、何が駄目なのか、何がいいのか、そういったことを自分た

ちで考える能力を身につけることが必要だと思います。

そこで、最後に教育長に、今後、米沢市としてネットリテラシー教育にどのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 今回議員お述べのとおり、ネットリテラシーについては、教育委員会としても本場に危機的な状況と捉えております。

これからの時代、情報化やグローバル化はさらに進んで、今よりもさらに情報があふれる社会になるかなと思ったところです。そうした様々な情報の中から、正確なもの、そして必要なものを見極めて、それをしっかり生活に生かしていく、そういう力が必要になると思っております。

実際には、その情報を活用するという技術的な部分も必要でありますけれども、やはり今、議員お述べのとおり、自分で考えてしっかりと判断する力、自分がやったことがどういうことになるのかという想像力などは大変必要なものだと考えております。

そうした意味では、相手を尊重する人権意識だとか、社会で生きていく上で必要な規範意識だとか、思いやりといったような力や心構えはますます必要になってくると思っております。

これからも学校では、新しい時代に対応する知識や技能というものと併せて、道徳教育でありますとか、今まで大切にしてきました心の教育というものを、なお一層力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

○相田克平議長 以上で12番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

~~~~~

## 午後 2時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、プラスチックごみゼロ宣言後の対応等について外1点、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） 皆さん、こんにちは。  
市民平和クラブの我妻徳雄です。

早速、質問に入ります。

大項目の初めに、プラスチックごみ宣言後の対応等について質問します。

今年も全国各地で大規模自然災害が発生しました。地球が悲鳴を上げているようです。今、私たちが住む地球は、止まらない温暖化による気候変動、種の絶滅による生物多様性の喪失、有害化学物質などによる汚染と廃棄物の三重の危機に直面していると言われています。この危機に対して、私たちは何をすればよいのでしょうか。そして何ができるのでしょうか。

今回は、その一考に、環境負荷の大きいプラスチック問題を取り上げました。

安価で便利なプラスチック製品は、社会に欠かせないものになっています。一方で、プラスチックは、つくるためにも、処理のためにも、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出します。

特に、マイクロプラスチックは世界的に注目されている社会問題の一つです。世界中から出る膨大なプラスチックごみのうちの一部は海に流出し、風雨や紫外線にさらされ劣化し、細かく砕けた直径5ミリメートル以下の破片はマイクロプラスチックと言われています。

プラスチックは、人工的につくられた化合物です。自然界に出ても容易に分解されません。マイクロプラスチックの問題が特に深刻なのが、海の環境汚染です。マイクロプラスチックを生き物が餌と間違えて食べ、消化されずに内臓を傷つけたり、内臓の管を詰まらせてたりして死んでしまう場

合などがあります。海洋生態系にとっても深刻な問題となっています。

11月24日の毎日新聞によりますと、「人体からプラスチックを検出したとする調査研究が今年、日本を含めた各国から相次いで報告され、健康影響に関心が高まっている。プラスチックが直接的に健康被害をもたらすかは今のところ、明らかにはなっていない。ただ、経済協力開発機構（OECD）は人体に影響を及ぼす可能性を指摘。特に、プラスチックを加工しやすくしたり、劣化を防いだりするために加えられる可塑剤や紫外線吸収剤といった添加物は有害化学物質で、生殖系や免疫系への悪影響が懸念されている」との報道がされています。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量がアメリカに次いで2番目に多い国です。プラスチックの分別や洗浄を徹底し、資源として循環させる仕組みづくりが重要です。

さて、本市は2022年7月に、最上川の源流に位置する本市においても無関係ではいられない重要な問題として、プラスチックごみゼロを目指す取組を市民、事業者、行政が一丸となって進める、米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行いました。

初めに、宣言後のプラスチックごみ、ペットボトルの回収量の推移について教えてください。

次に、宣言後の本市の対応等について伺います。

まず、市民や企業などに宣言のお知らせや宣伝等はどのように行ったのでしょうか。

次に、宣言を受けて、プラスチックごみ削減に向けての新たな事業などはどのように進めているのでしょうか。また、宣言を行って、市民や企業の意識の変化をどのように感じておられるのでしょうか、お尋ねします。

次に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行による本市の対応について伺います。

2022年4月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。この法律

は、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するものです。

法律では、これまで燃えるごみ等として処理されていたプラスチック製品についても、分別収集及び再商品化を市町村の努力義務としています。そして、容器包装リサイクルの仕組みを活用し、容器包装以外のプラスチック製品を含めて、容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託するか、リサイクル事業者と連携して再商品化計画を策定し、国の認定を受けることで、市町村による選別、梱包等を省略してリサイクルを実施することができるとしています。

本市は、これまでプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法に基づき分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック製品廃棄物は、可燃性ごみや不燃性ごみなどとして処理されています。

例えば、本市では荷締めなどに使うPPバンドやクリアファイル、クリーニングの袋、レジャーシートなどは、100%プラスチック製であっても可燃性ごみとして処理しています。また、同じプラスチック100%であっても、タッパーやプラスチック製のコップ、食品容器、スプーンなどは不燃性ごみ、燃えないごみとして処理されています。そして、日常的に使う歯ブラシなどは、米沢市のごみの分別区分表に載っていません。また、資源として回収するものであっても、汚れのあるものは可燃性ごみに回すことなど、なかなか難しいルールになっています。

環境省のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きによりますと、プラスチック製容器包装とプラスチック製品をプラスチック資源として一括して回収し、リサイクルすることも可能としています。

近くでは、仙台市が2023年4月より、プラスチックごみの一括回収を始めました。仙台市の昨年4月の統計ですが、プラスチック資源の量は1日当たり52トンで、去年の同じ月よりも約17%増えたということです。回収されたプラスチック資源のうち、新たに対象となったプラスチック製品の割合は7.4%で、ハンガーや収納用品、それにコンビニなどで提供されるフォークやスプーンなどが含まれていたとのこと。回収したプラスチック資源は、市内のリサイクル施設で物流用のパレット等へのリサイクルを行っているとのこと。

昨年、会派で視察させていただいた愛知県豊明市も、プラスチックごみを一括回収するようにした結果、回収率が大きく上がったとのことでした。

プラスチックを燃やすのではなく、回収しリサイクルをすれば、二酸化炭素の排出量も抑えることができます。環境負荷の低減、そして難しい分別を強いている市民のサービス向上のためにも、プラスチックごみの一括回収を進める必要があると考えます。改めて、本市の見解をお聞かせください。

次に、プラスチックごみのさらなる削減に向けた対応について伺います。

プラスチックごみを削減するためには、できるだけプラスチック製品の利用を控え、環境に優しい製品に切り替えることや、容器が再利用できる量り売りを使うなど、生活スタイルの変革が課題と考えられます。

リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取組をさらに推進し、市民や事業者、行政が一体となり、プラスチックごみの減量に取り組むことが重要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

大項目の2点目に、子供の読書活動の推進について質問します。

少年は、とにかくじっとしているのは苦手で体を動かすことが何よりも好きでした。自分で机に向かうことはほとんどありませんでした。そんな

少年を見かねてだったのでしょうか、当時の担任の先生から、理科の勉強にもつながるからと、あるSF小説を読むように勧められました。少年はその本がよほど面白かったのでしょうか。わくわくしながら本を読み進めました。時間はかかりましたが完読することができました。そして、それをきっかけに大の読書好きになりました。

読書は様々な効果があるとされています。歴史、文学、経済、哲学、社会科学、政治など、様々なジャンルの本を読むことで知識量を大きく増やすことができます。小説も、疑似体験の場であったり、相手の心情を想像する力がついたり、表現力が向上したりといった効果が期待できると考えられます。そのほかにも、読書には語彙力が豊かになることやコミュニケーション力が上がること、文章力の向上、創造力アップ、ストレス発散など、まさによいことづくめです。

文部科学省は、子供の読書活動について、読書活動は子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりませんとしています。

初めに、学校司書についてお伺いします。

学校図書館法では、学校に学校司書を置くように努めなければならないとされています。国は、学校司書の配置に交付税措置も含めて援助をしています。そして、厳しい財政状況の中でも学校司書を配置する学校が増加しています。その必要性が強く認識されていることがうかがえます。

本市の学校司書の配置と活動状況をお尋ねいたします。本市も、2020年から市内全校を対象に2名の学校司書を配置しています。配置によって、児童生徒の読書活動はどのように変わったのでしょうか、お尋ねいたします。

市内全体で2名の学校司書の配置では、まだま

だ少ないのではないのでしょうか。第3期米沢市子ども読書活動推進計画（案）では、「学校図書館を適切に管理・運営し、児童・生徒により良い読書環境を提供できるよう、学校司書の配置を充実させます」と記しています。どのように進めるお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

また、同じく第3期米沢市子ども読書活動推進計画（案）の第2期計画における取組の現状と課題では、学校図書館職員体制の充実には「司書教諭が配置されていますが、クラス担任や授業等の通常業務を行っており、十分な図書業務を行うことは難しいのが現状です」と記されています。司書教諭の業務軽減のためにも、学校司書の拡充が必要ではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、デジタル社会に対応した読書環境の整備について伺います。

令和5年3月の文部科学省の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」についての通知では、「デジタル社会に対応した読書環境の整備を進める際に当たっては、GIGAスクール構想等の推進やデジタル田園都市国家構想を踏まえ、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めることが重要です。その際、学校図書館と図書館を連携することや、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択すること等、積極的な取組をお願いいたします」との通知が出されています。本市の状況と対応を教えてください。

次に、子供の視点に立った読書活動の推進について伺います。

これも同じ文部科学省の通知で、「子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて適切に政策に反映させていくことが求められています。そのため、子どもの読書活動の推進に当たっても、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で、子どもの視点に立った読書活動の推進を

行うようお願いいたします」とされています。

本市は、計画策定に当たって、子供の意見聴取等はどのように行ったのでしょうか。

最後に、不読率の現状とその対策について伺います。

不読率とは、1か月に本を1冊も読まない子供の割合を指します。不読率の低減のためには、全ての児童生徒が本に接する機会を増やしていくことが大切だと考えられます。本市の小中学校の現状と対策を教えてください。

以上で、演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

[佐藤明彦市民環境部長登壇]

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、1のプラスチックごみゼロ宣言後の対応等についてお答えいたします。

初めに、(1)の宣言後のプラスチックごみの推移ですが、本市では、米沢市ごみ処理基本計画、米沢市分別収集計画により、プラスチックごみはプラスチック製容器包装、ペットボトルに分別して回収をしております。

このうちプラスチック容器包装は、令和3年度が515.25トン、令和4年度が513.75トン、令和5年度が479.64トンとなっております。また、ペットボトルについては、令和3年度が156.82トン、令和4年度が150.85トン、令和5年度が141.31トンとなっております。

令和4年7月22日に行った米沢市プラスチックごみゼロ宣言を含む令和4年度と令和5年度を比較すると、いずれも減少傾向にあります。人口減少に伴う排出量の減少など、その他の要因も含まれると見られますので、今後も動向を注視しながら必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、(2)の宣言後の対応はについてお答えいたします。

初めに、市民や企業に向けた宣言のお知らせや宣伝等の周知についてですが、米沢市プラスチッ

クごみゼロ宣言につきましては、広報よねざわやホームページへの掲載、衛生組合連合会を通じた文書のほか、今年11月に開催しました環境フェス2024などのイベントなどで周知を行っております。

また、同宣言は、プラスチックごみの抑制と同じように、プラスチックごみの陸から海への流出防止を重視していることから、地域の町内会や衛生組合が実施されるクリーン作戦や、毎年7月に実施する「きれいな川で住みよいふるさと運動」などの際に、同活動がプラスチックごみの海洋流出防止に寄与する米沢市プラスチックごみゼロ宣言のアクションプランに位置づく活動であることなどの周知を行っております。

続いて、宣言後の新規事業ですが、この活動は市民に先駆けて市役所からという意識の下で、職員に対し、マイバッグ、マイボトル、マイ箸の活用の推進や、庁内の会議等でのペットボトル飲料の使用の見直しを行いました。その結果としまして、宣言前にはマイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用する職員は約41%であったのに対し、宣言後は延べ113人が追加参加し、全体として約45%の職員が取り組むようになったところがございます。

また、庁内の会議等でのペットボトル飲料の使用見直しでは、年間117回、1,245人分の削減となり、プラスチック約37.3キログラムの削減効果となりました。

市民も対象とする新規事業としましては、2022年10月14日に、本市と山形県公立大学法人及びHOYA株式会社が3者協定を締結して行った使用済みコンタクトレンズ空きケースを回収するアイシティecoプロジェクトがあります。同プロジェクトでは、市施設、市内小中学校、コミセン、山形県公立大学法人など市内37か所に55個の回収ボックスを設置しており、先月までの約1年間で約22キログラムの使用済みコンタクトレンズ空きケースを回収しており、可燃性ごみとして

排出された場合と比較し、約609キログラムの二酸化炭素削減効果となります。

なお、同事業のほかにも、国内では、おくすりシートのリサイクルなど、様々なプラスチック製品を対象としたリサイクルプログラムなども推進されていますので、今後も積極的な情報収集に努めながら、効果の高い事業の導入を検討していきたいと考えております。

最後に、宣言を行っての市民意識の変化ですが、市民を対象としたプラスチックごみゼロ宣言前後の意識変化は直接把握しておりませんが、2023年度に市職員に対する意識調査を、会計年度任用職員を含む978人を対象に実施し、うち275人からの回答結果では、プラスチックごみゼロ宣言前から関心が高かったと回答した37%に加えまして、新たに関心を持ったと回答した職員は51%増加し、回答職員の88%がプラスチックごみに関心を持つようになったところでございます。

本事業における市民の意識変化が重要な指標となることは認識しておりますので、ネットやSNSなどの活用も含め、実施方法や時期については引き続き検討していきたいと考えております。

次に、(3)のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行による本市の対応はについてお答えをいたします。

同法は、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境設定、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等を通して、資源循環の高度化に向けた環境整備及びサーキュラーエコノミーへの移行を目指すものであります。

それに対する本市の対応ですが、初めにプラスチック廃棄物の排出抑制につきましては、プラスチックごみ抑制の必要性とともに、取り組みやすい対策として、マイバッグやマイボトルの推奨、芋煮会などで使用されるプラスチック製容器からリターナブル容器への転換などを市のホームページやSNS、衛生組合の回覧物などを通じ、市民に発信しております。

次に、再資源化に資する環境設定やプラスチック廃棄物の分別収集等についてですが、米沢市を含めました置賜3市5町は、千代田クリーンセンターリサイクルプラザの能力上、プラスチック容器包装としており、今のところ製品プラスチックとしての回収は行っておりません。

本市を含みます置賜管内の自治体が回収したプラスチック製容器包装、ペットボトルは、千代田クリーンセンターリサイクルプラザで不適合物を除くなどの中間処理を行った後に再資源化事業者へ引き渡しており、構成する3市5町の合意が図られたため、千代田クリーンセンターリサイクルプラザでの製品プラスチック回収の実施に向けた具体的な協議を本年度から始めております。

協議では、現在のプラスチック容器包装のコンベヤーを製品プラスチック対応にするための施設改修に多額の費用がかかるため、千代田クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事に合わせて国の循環型社会形成推進交付金の活用をすることが前提となることもあり、その時期は決定しておりませんが、先進事例などを参考に、できるだけ速やかに実施できないか、構成市町と協議していきたいと考えております。

最後に、(4)のプラスチックごみのさらなる削減に向けた対応はについてお答えいたします。

前述の職員に対するアンケートの回答内容について分析をした結果、その結果を基にプラスチックごみの削減を推進するため、適正な分別とその必要性を知ってもらう、参加しやすい取組から提案する、取組による効果の見える化や成果を実感できる仕組みづくりの順に対応を進めてまいりたいと考えております。

まず、適正な分別と必要性について知ってもらうにつきましては、広報よねざわやSNSによる情報発信、各種イベントでの出展、市内小中学校や地域の衛生組合などを対象とした出前講座などを活用していきたいと考えております。

次に、参加しやすい取組から提案するにつまましては、最初に始めやすい取組として、使用済みコンタクトレンズの空きケース回収事業を始めただけですが、前述したおくりシートのリサイクルなど、全国の企業等がプラスチック削減プログラムなどを始めておりますので、市民が始めやすく、かつ効果が見える事業について、情報収集に努めながら検討していきたいと思っております。

最後に、取組による効果の見える化や成果を実感できる仕組みづくりでは、意識を持った市民がモチベーションを維持する上では、古紙やペットボトルなどの店頭回収のように成果が返ってくる、または見えるということが重要であると考えております。

まずは、市のホームページやSNSなど定期的に成果を周知していくことも考えられますが、市内で店頭回収を実施している企業などとも連携しながら、市民が成果を実感し、モチベーションを保てるような手法を検討してまいりたいと考えております。

また、今後は企業にも働きかけを行いながら連携して、より一層の削減やリサイクルに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目2、子供の読書活動の推進についてお答えします。

初めに、(1)学校司書についてお答えします。

本市では、令和2年度より2名の学校司書を配置し、今年度は市内の全小中学校で活動しています。学校の学級数や学校が希望する時期、期間等を考慮しながら配置計画を作成し、その計画に沿った勤務によるもので、各学校においては年間4週間から6週間ほどの配置となっております。

具体的な業務としては、図書館整備のための業務、児童生徒が読書に親しむために直接関わる業

務、教員に対する助言となります。

学校司書の配置により、派遣前の1か月と比較して、貸出冊数が小学校で857冊から1,077冊、中学校で14冊から92冊に増えた学校があります。また、標準冊数を大きく超えた蔵書が整理され、本を手取る児童生徒が増えたことや、図書室のレイアウト変更で居心地のよさが増し、読書への関心や親しみが増す一助となっているとのうれしい報告も聞かれます。

また、今年度は市立米沢図書館の司書を講師とした学校司書研修を昨年度の2回から4回に増やし、さらに学校司書の専門性を高め、子供たちの本への興味関心を引き出すことができるよう取り組んでおります。

学校司書の配置について、国において地方交付税として措置されていることは教育委員会としても十分に承知しておりますし、図書館の充実を図る上で重要な施策であると考えております。

しかしながら、地方交付税は一般財源として措置されており、その用途は特定されておりません。このため、教育委員会としては、学校司書の増員に向けた予算計上を行う際には、他の財政課題とのバランスを考慮し、優先順位をつけて対応する必要があります。

学校司書が担う役割は非常に重要であり、児童生徒に対して読書活動を促進し、情報リテラシーを育むための支援を行うことは、教育の質を向上させるために非常に有効です。また、学校司書がいることで学校図書館の利用が促進されるとともに、学校司書は教員との連携を通じて授業における情報活用能力の向上にも寄与することが期待されます。

したがって、今後、各学校への配置期間や回数を増やすとともに、学校司書と市立図書館、地域のボランティアの方々との連携を進め、児童生徒にとってよりよい読書環境を提供していきけるように進めてまいります。

次に、(2)デジタル社会に対応した読書環境

の整備についてお答えします。

電子書籍購入の費用面に加え、購入した書籍の権利が期限付のものであることから、現在、学校図書館並びに市立米沢図書館では電子媒体の書籍の導入を行っておりません。

しかし、学校図書館とは別に、学習者用タブレット端末から民間の出版社が提供している電子書籍にアクセスできるようにしております。こちらのページは、学校や家庭からも自由に利用でき、複数の書籍を手軽に読むことができるもので、子供たちのアクセス数も増えております。

また、第3期米沢市子ども読書活動推進計画（案）の策定に当たり、委員からも、今後、電子書籍について前向きに検討していくべきとの御意見をいただきました。紙媒体、電子媒体の双方の利点や多様性並びに社会情勢への柔軟な対応を念頭に、多くの人々が本に親しむことができるよう、今後も検討を重ねてまいります。

次に、2の（3）子供の視点に立った読書活動の推進についてお答えします。

子ども読書活動推進計画の策定に当たっては、子供を対象としたアンケート等は実施しておりませんが、計画策定委員会は、小中学校の教諭や幼稚園、保育園、読み聞かせ団体の代表のほか、現在子育てをされている公募委員などで構成されており、様々な立場や視点から、発達段階ごとの子供たちの現状を踏まえた多様な意見を頂戴し、第3期計画案に反映させたところです。

また、子供の意見は計画そのものに直接的には反映されておりませんが、学校図書館や市立図書館では、子供たちにとってより魅力的で利用しやすい図書館を目指し、子供たちの意見を積極的に取り入れて図書館運営に努めております。

学校図書館では、小中学校の図書委員が中心となって図書館の掲示物等を作成し、読書体験の発信や共有を図ることで、図書館利用の促進を行っております。

また、市立図書館では、読みたい本をリクエス

トできるサービスを実施しているほか、米沢チャレンジウィークやイベント、講座の際に、参加者にアンケートを行い、図書の選書や事業企画などに子供の意見を反映できる取組を行っているところです。

今後も様々な方法で子供の意見を取り入れ、図書館サービスの向上に努め、子供の視点に立った読書活動の推進に取り組んでまいります。

次に、不読率の現状とその対策についてお答えします。

不読率につきましては、本市としての調査を行っておらず、全国的な動向となりますが、令和4年度の全国学校図書館協議会の学校読書調査によりますと、小学校で6.4%、中学校で18.6%と報告されております。

なお、市内の小中学校では朝読書の時間を位置づけたり、ビブリオバトルといった活動を行ったりしており、本市の児童生徒が本に親しむような様々な取組を行っているところです。

今後も児童生徒が本に触れる機会をつくり、充実した読書体験を積み重ねることができるよう、関係機関や地域と連携し、子供の読書活動を推進してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） では、順番に質問しますけれども、最初のプラスチックごみゼロ宣言後の宣伝とか広報などをどうやったかという質問に対してですけれども、具体的にホームページに載せた、衛生組合のときに話をした、そんな答弁だったと思うのですけれども、マイバッグとか、マイ箸とか、そういうこと以外にほかに具体的に何かやったことはなかったのですか。各企業に、プラスチックごみゼロ宣言しましたから排出量削減を努力してくださいみたいな文書を出すとか、そういう具体的にアクションを起こしたということは特別なかったのですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 壇上からお答えしたとおりでございまして、具体的なところについては、私、承知していないところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） プラスチックごみゼロ宣言をしたということは、私がやってくださいと提案したと記憶していて、その一步を進めるためにどうするかという話ですから、せっかくしたのだから、市民意識をどんどん高める努力だとか、企業意識を高める努力だとか、そういうことを少し検討いただければと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今、議員おっしゃられたように、市民の方に意識を持っていただいて取り組んでいただくということが非常に重要だと認識しておりますので、今後も様々なアプローチをしながら、市民の方に働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひします。

（3）プラスチック資源循環促進法の関係ですけれども、前回質問したときは、一般質問でプラスチック資源循環促進法についてお尋ねしたときに、不燃性ごみで回収していたプラスチック製品もリサイクルのルートに乗せるということが、法律の趣旨として、その方向を検討するとの答弁だったと思います。

演壇でも申しましたけれども、プラコップ、普通にビールなんかつぐプラスチックコップ、あるいはタッパー、それこそ煮煮会で使う容器、これは燃えないごみです。米沢市の表からいくと、燃えるごみではなくて燃えないごみ。皆さん分かっていましたか。燃えないごみで出さなければ駄目なのです。非常に分かりにくい中身になっています。

そういうことからいっても、その協議の方向性

としては、できるだけルートに乗せるようにやっていきたいという答弁だったと思うのですが、その後、このリサイクルのルートに乗せるもの、そして検討されたことについてお聞かせください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 確かに議員おっしゃられるとおり、現状の回収方法については非常に複雑で分かりにくいということで私も認識しているところでございます。

壇上でも申し上げましたが、プラスチックの分別回収については、置賜広域行政事務組合の事業として構成する市町と共にやっておる関係で、そちらとの協議が必要になってきます。

その関係で、令和4年に一般質問で答弁をさせていただいて以降、置賜広域行政事務組合では、構成市町の担当主査クラスの職員が仙台市などの先進事例を見たり、今年度からは具体的な、どうやったらできるのかという検討に入っているということでございます。

その検討の結果を踏まえまして、今後その具体的なごみ処理の在り方について、検討を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） このプラごみ一括回収については、市民サービスの向上にも大きくつながります。ぜひやっていただきたいと私は思います。

この大項目の最後の質問で、市長にお尋ねしますけれども、リサイクルの目的は、限りある資源の消費を抑えること、環境負荷を低減することと私は考えます。廃プラスチックの内容や状況を基に、最も社会的コストが低く、新たな資源の投入が少なく、環境への負荷も抑えられる最適の方法を選ぶ必要があると考えます。その点、市長の考えを少しお聞かせください。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。我妻議員のおっしゃるとおりだろうと思います。

リサイクルは、単体でそれだけを見てしまうと、実は意外にコスト高だとかどうだとか、こういうことがあるかもしれませんが、トータルで世の中の社会、例えばコンタクトレンズのケースなどもそうだと思うのですが、トータルで考えて全体がマイナスになるという発想も大事かと思っていますので、全体で循環型の経済をつくっていくという発想も重要ですので、雇用が生まれるであるとか、様々な効果を考えながら、その上で進めていくということが重要かと思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） そういう観点から、プラごみ一括回収をぜひお願いしたいと思います。

大項目の2点目に入ります。

子供の読書活動の推進についてですが、私が聞き漏らしていたら大変申し訳ないのですが、答弁で、まず学校図書館を適正に管理・運営し、児童生徒によりよい読書環境を充実させるよう学校司書の配置を充実させます、だからどうするのかという質問をしたと思うのですが、その分の答弁がなかったと思うのですが、その点いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 大変申し訳ございませんでした。

学校司書を今現在2名配置しており、活動を行っております。学校からの要望を様々お聞きしながら、適切な時期に、適切な期間を配置するという形で充実させているということでお答えをさせていただいたということになりますけれども、実際に学校司書の人数の増員という形では、まだ実態としてはございませんでしたので、今現在、学校司書がどのように業務を行っているのかというお話をさせていただいたところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） もう1点、私、司書教諭も業務量軽減のためにもいろいろやらなければならないのしょうということ提議したと思いますけれども、その方向性も答弁にはきちんとして出てきていない。増員の方向性であるとか、中身を検討して、検討して、検討してということでは駄目、進まないと思うのです。だって第2期のとき、司書教諭の業務が大変だから何とかしないと、課題がありますということ今回の計画に書いているわけです。だとすると、中身の精査だけではもう駄目なのだと私は思いますけれども、その点どのように検討されるのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほど教育長が述べましたとおり、地方財政措置等については、こちらとしても認識はしておりますけれども、「その中身を聞いているの」の声あり）はい。他の財政課題とのバランスを考慮した形での今、予算要望ということを行っているところであります。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 先ほどから言っているのは、司書教諭の業務改善のためにもいろいろ検討しなければならないという検証課題だと今回の第3期計画では出ているわけです。だとすると、その課題を克服するためにどうするのですかと聞いているのです。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 すみませんでした。

確かに、今、学校に配置されている司書教諭、司書教諭の資格を保持している教員が配置されているわけですが、計画のほうにも示されているとおり、様々学校のほかの業務がありまして、十分に図書館運営の仕事ができない状況であるということは、やはり否定できないところだと思います。

ただ、その業務の支援のために、学校司書が入って学校司書が業務を手助けするという、当

然そのようにしてまいりたいとは考えているところでございますけれども、その点について学校の現場の声を様々聞きながら進めていく必要があるだろうと思っております。

例えば、司書教諭が、ほかにその業務が負担になっていて、なかなか図書館運営に携われないような理由というのが、あくまでも学校図書館のものだけでなく、ほかの様々な子供たちに対応する個別の対応があったり、様々な業務があつて時間が捻出できないということもございますので、そういった学校司書だけではなくて、ほかの業務についても学校のほうからは要望が出されているところがございますので、ぜひその辺のバランスを今後考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 教育指導部長のおっしゃることも分かるのです。ただ、今回のあれには十分な図書業務を行うことは難しいのが現状です。図書業務が十分にできないよと言っているわけですが。けれども、図書、読書はすごく大事だと。司書教諭の先生もそうですし、学校司書の働きも大事だと、子供たちの豊かな読書環境を整えるためにはと言っているわけですが。けれども、今の司書の状況だと十分な図書業務が行えないと。だからどうするのだと僕は聞いているのです。図書業務が行えない、ほかの業務がどうかという話よりも、図書業務が行えないと言っているのです。今回の計画案に載っていますから、その点をどうするのですかと聞いています。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 学校司書の増員配置については、当然検討はしてまいりますけれども、それ以外に、市立図書館ですとか、地域の保護者、ボランティア等にも御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) もう同じことになりま

すから、これ以上繰り返しませんけれども、十分な図書業務ができないと言っているけれども、書いてある。だから何らかの対策を取る。だとすると、地域のボランティアの皆さんと少し密にしながら、司書教諭の分を何とかするという事ではないですか、今の答弁でいくと。それだけではやはり足りないと思うので、いろいろ検討しなければ。学校業務の忙しさ、先生方の忙しさは、今の状況からいくと皆さんが一番よく分かっているのだと思います。だけれども、そのあおりが、図書業務が十分にこなせないということで、子供に、あるいは生徒に行つては駄目だと思うのです。できるだけ十分な図書環境を整える、そういう努力をしていただきたいということを思うのですが、最後にいかがですか。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 議員お述べのとおりであります。

今回、学校司書を配置していただいたことで、学校のほうでは大変助かった部分があります。先ほど、壇上でも述べましたけれども、学校司書、司書教諭の部分も含めて、学校図書館の運営、また子供たちの読書活動の推進に大きな役割を果たしております。

そこで様々、先ほどの学校の事情や学級数による配置計画というお話もしましたけれども、これから学校と校長会等々の連携を取りながら、どういう配置がいいのか、また増員に向けてということも含めまして検討して、配置している学校司書をうまく使いながら、職員とも連携して、また地域のボランティアの方などとも連携しながら、よりよい読書環境の整備に努めていきたいと考えています。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 今までの業務のほかに、新たに今度は小中学校における子供の読書活動の推進では、学校図書館資料のデータベース化を進めるとしています。具体的に、今の話からいくと、これは誰がするのですか。計画にはそう書い

てあります。その点、どう進めるのですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、各小中学校のほうに、そのデータベース化を推進するためのシステムが導入されております。現在、小学校11校、中学校2校で導入しております。ですので、紙だけの蔵書管理ではなくて、貸出しも含めてバーコードを利用したりしながら、管理もし、貸出しもするという状況になってきてございます。

ただ、まだ全ての学校に導入されているわけでもありませんので、今後それを入力したりする必要が出てきます。実際に今行っているのは、4週から6週配置している学校司書、やはりある程度まとまった期間が必要だということで、この時期にその作業をしたいのでということの学校の要望を聞いて、実際には夏休み期間中ですか、そういったところの配置の中ですけれども、学校司書が入力作業を行ったという事例の報告を聞いているところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） いろいろとなかなか大変なのだと思います。ぜひもう頑張ってくださいと思います。

文部科学省は、単年度で243億円の財政措置をしていますと。おおむね1.3校に1名配置を目標としています。これはホームページに載っていますから見ていただくと分かるかと思いますが、そのように学校司書の配置をしています。

その一方で、文部科学省は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」で、適切な予算措置のお願いということで、「地方財政措置は、用途を特定しない一般財源として措置されています。各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします」として、わざわざホームページに大きく載せています。

しかも、そのホームページの中には、地方交付税算定額の試算方法、小学校だと学校司書1名に対して115万7,000円とか、計算方法までわざわざ

載せています。ということは、きちんと予算は出ているのだけれども、その分、財政措置をきちんと行っていないと、教育委員会まで司書の分が行き届いていないと、1.3校に1人だそうです。今、本市はそんな割合ではないですよ。2人しかいないのですから。

財政当局に、これは通告していませんから答弁は結構ですけれども、財政当局もそういう予算が来ている中で、しかも学校がすごく忙しい状況、司書教諭の軽減なども考えて財政措置をする必要があると私は思いますので、その点も御検討いただければと思います。

最後に、もう1点だけお聞きをします。

子供の意見を聴取する、この計画に対して、実際はアンケートも取ったわけでもなく、十分に子供たちの意見が反映できるような、するような努力はどうしたのか。少しさっき答弁があったと思いますけれども、図書委員会等の意見などだけでなく、もっと一歩踏み込んだ努力が必要ではないのかと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 教育長の答弁にもあったかと思いますが、計4回開催いたしました計画の策定委員会の中で、例えば小中学校の先生でありましたり、保育園、幼稚園の先生方、あるいは子育て中のお母さんという委員の方々、子供さんと常に密接に触れ合っている方々から、そのお子さん方の様々な日頃の声でありましたり、あるいはそういった委員個人の様々な御意見等をお聞きしたりしながら御意見を頂戴しまして、その計画の中に盛り込んだと、反映させたということになります。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 分かります。それは見せていただきました。

子供の意見聴取は、子供がどういう話をしたか、大人から聞いたわけですよ。大人が読みたい、読ませたい本、子供が読みたい本、それは一致す

ればいいです。図書館の運営も、大人がこうしたいという方法と、子供たち、生徒がこういう方法もあるよということが一致すればいいのですが、それが一致しないとき、いろんな意味から、だからアンケートを取ったり、直接子供たちからいろんな意見をもらいなさいと、そして検討しなさいということを文部科学省は言っているようですけれども、その点はいかがなのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 ただいまの話については、この計画を策定するに当たって、どのような意見を吸い上げたかという話、答弁をさせていただきました。

今の御質問については、日頃の図書館等の運営にも関わることと思いますが、それについては指定管理者のほうにもお願いしております意見箱でありましたり、あるいは図書館の司書の方々が直接お子さん方、あるいは利用者の方々にお声を伺うなど、そういった形でお子さん方のリクエスト、どういう本を読みたいのかという声でありましたり、どういう図書館の運営方法が望ましいのかということについて、直接お話を伺いながら、図書館等の運営に役立てていきたいと思っておりますし、現在もそのように運営が進んでいると思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。本に接する機会が多ければ多いほど、機会があればあるほど、本を読むようになると思うのです。

不読率の話も少しさせていただきました。不読率について、小学校は多分図書的时间というのがあると思うのですけれども、中学校あたりになってくると、そういう時間がなかなか取れなくなってきたり、不読の生徒さんがいらっしゃるようになってくるのではないのかなと。

ある栃木県の統計ですけれども、大人に至ると6割ぐらい本を読んでいないそうです。そういう

統計もあるので、中学校の現状としてはいかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 確かに議員おっしゃるように、なかなか図書室に足を運んで読書をするという子供は少なくなっているのではないかと感覚的には捉えています。

ただ、学校によっては、朝読書の時間ですとか、週1回は読書をしっかりするという時間を取っていたり、あと昼休み、休み時間の図書館の利用、貸出しは通常どおり行っておりますので、その点について学校としても取り組んでいる状況ではございます。

○相田克平議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

~~~~~  
午後 3時20分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、女性のエンパワーメント（個性や能力の発揮）とジェンダーアイデンティティー（性自認）について、3番高橋千夏議員。

〔3番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

○3番（高橋千夏議員） 皆さん、こんにちは。一新会の高橋千夏です。一般質問初日の最後になりました。

傍聴に来ていただいた皆様、お忙しい中どうもありがとうございます。今回は、ジェンダーに関わるのところ、一本で質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

大項目として、女性のエンパワーメントとジェンダーアイデンティティーについてです。

エンパワーメントとはエンパワーの名詞形で、

力、権限を与えることという意味です。女性たちが支援やサービスを受動的に受けるだけではなく、その人自身が自分の長所や強みに気づき、能力や権限を發揮できるような女性のエンパワーメントにつながる支援が重要だと考えています。

そして、ジェンダーアイデンティティーとは、性自認、性同一性と訳すことができます。昨年成立しました性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の中では、第2条の定義として、「「ジェンダーアイデンティティー」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と解されています。

時代背景として、男か女かという性別二元論から、性の多様性についての議論が日本国内でも始まるようになりました。

例えばですが、たばこやゴルフ、お酒、会合の席というのは、昔は男性社会においての大切なコミュニケーションの場であったと理解しています。そして、様々な組織体、会議体、審議会なども男性が多くを占め、決定がなされてきたと思います。一方で、そういった枠の中に、場所に、政策の当事者である女性、その他のマイノリティー、例えばレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、そして外国籍、外国にルーツを持つ日本国籍の人、障がいを持つ方々などが含まれてこなかったことが多くあったと認識しています。だからこそ、本市においても、この市内においても、議会の中においても、より多様性が必要だと考えるところであります。

また、これは私自身の話になりますが、大学3年生のときに妊娠が分かり、1年間大学を休学して出産しました。予期せぬ妊娠ということになります。当時、私は日本におらず、相当悩みましたが、たまたま理解あるパートナーと両親と家族などがいて出産することができました。

一方で、産む状況にない、産みたくても産めない、そして望んでいない、産みたくない、そのよ

うな状況の若年女性はこの社会に相当数いらっしゃいます。

また、私は国際結婚ですので、夫婦別姓ですし、海外にパートナーの親戚や友達があります。その中にはレズビアンやゲイの方もいます。パートナーシップを結んで子育てをしている方もいらっしゃいます。私自身、このようなバックグラウンドがあることから、長い間、課題感を持っておりましたので、今回質問させていただきます。

小項目1として、女性のエンパワーメントにつながる支援についてであります。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が今年4月から施行されました。昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として、性交または環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護更生を図る事業が行われてきましたが、売春防止法は法の制定以来、一度も抜本的な見直しがされてきておらず、多様化、複雑化、複合化している現代において、支援を必要としている女性たちに必要な支援が届いていないことが問題視されてきたと思います。

女性の福祉、人権の尊重や養護、男女平等といった視点を基本理念として明確に規定しており、これまでの売春防止法の考え方から、人権保障、権利擁護、自己決定の尊重を重視していくことが女性の福祉の向上につながっていくはずですが。

特に、支援が必要でありながらも、なかなか支援につながりづらい若年女性、孤立しがちな中高年女性、障がいのある方、外国籍の女性など、複合差別に直面する女性たちの支援について、一人一人の困難に向き合い、支援を担っていく必要があります。

そこで質問いたします。

困難な問題を抱える女性への支援の一つとして、本市では相談窓口の設置、相談支援員の配置があると思います。現状の体制及び近年寄せられた相談内容や件数などをお教えてください。

また、民間、NPO団体などと連携しているこ

とがあればお知らせください。

続いて、小項目2は、女性の登用推進についてであります。本市職員と民間事業者に分けてお伺いいたします。

まず、本市の女性職員のキャリア形成支援について、キャリアアップ研修の実績をお教えてください。

また、第2次米沢市男女共同参画基本計画では、市担当主査以上の職員における女性の割合の目標を令和7年、来年までに30%と設定していると思いますが、達成状況と達成の見込みについてお伺いいたします。

続いて、本市に本社を置く民間企業の女性の役員比率、管理職比率について、統計を持っているものかどうか、取っていただければ具体的な数字をお教えてください。

続いて、審議会委員などの女性の登用比率についてお伺いいたします。

第2次米沢市男女共同参画基本計画では、各種審議会等の女性委員の割合を令和8年までに40%という目標を掲げておりますが、目標達成のために解消すべき問題や課題感などがあればお教えてください。

続いて、小項目3、多様な性的指向、ジェンダーアイデンティティを抱える市民の支援についてであります。

冒頭にもありましたとおり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆる理解増進法は、性的マイノリティーの方々が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関しての国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

こういった背景を受け、本市の具体的な取組として2点お伺いいたします。

1つ目、公文書における性別記載欄についてで

す。令和元年12月に公文書における性別記載欄の見直しについての指針を庁内で出していると思います。男、女の記載欄の廃止について、現在の取組状況をお教えてください。

そして、2つ目ですが、山形県のパートナーシップ宣誓制度、今年の1月から開始している取組についてです。制度の趣旨に賛同している本市において、具体的な取組をお教えてください。

続いて、小項目4は、学校におけるジェンダーフリーの取組についてです。主に3点お伺いいたします。

1つ目、学校生活において使用される生徒の名簿について、性別によらないものになっているかどうか、導入状況についてお伺いいたします。男女に分かれて使用しているものがあるとなれば、必要性があるかどうか、お伺いいたします。

2つ目、制服についてです。本年度から、令和8年度に統合中学校に通う生徒は、ネクタイやジャージの色以外は全て統一となりました。男女別、また男女兼用の指定はなく、全てのアイテムについてジェンダーレスに配慮したものであると認識しています。制服の選択は、式典などの正式なセレモニーの場においても生徒自身が選択できるものかどうか、改めてお伺いいたします。

3つ目、本市におけるジェンダー教育についてです。命を守る授業など、性教育について外部講師を呼んで授業を行っている学校があると認識しており、私自身とても大事な取組だと思っています。

お伺いしたいのは、男と女を超えたジェンダー教育についてです。具体的には、例えばLGBTQ+についての学ぶ機会などはつくっているのでしょうか。人を好きになるというのは人それぞれで、特に小学校高学年や中学生は多感な時期ですので、非常に学ぶタイミングが難しいところだと思っています。小学校、中学校のどこの段階で学ぶ機会をつくるかなど方針は決まっているかどうか、お伺いいたします。

以上、部署を横断するトピックになりますので、当局の皆様には簡潔な答弁をお願いし、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、女性のエンパワーメントとジェンダーアイデンティティーについての（１）女性のエンパワーメントにつながる支援についてお答えいたします。

本市では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援員として、会計年度任用職員１名を配置しており、母子父子自立支援員と兼務し、課題を抱える女性に寄り添いながら相談支援を行っております。

女性相談窓口については、市の広報やホームページ、またリーフレットの配布などを通じて継続して周知に努めているところです。

今後も、困難な問題に直面した女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、周知啓発に努めるとともに、安心して相談できる環境を整えていきたいと考えております。

女性相談件数に関しましては、県全体では近年減少傾向にありますが、本市においては、令和３年度延べ194件、令和４年度延べ214件、令和５年度延べ266件と増加傾向にあります。

女性が抱える悩みや困り事は、離婚やDVの相談だけでなく、心身の不調や健康に関する事、生活困窮や収入に関する事、子育てや仕事に関する事など、多様化するとともに、複合化し、そのために複雑化していると実感しております。

女性が抱える課題に対応するために、関係機関との連携を強化しておりますが、民間団体との連携に関しましては、現時点で事例はなく、県内においても支援団体の設立が進んでおらず、柔軟な一時保護体制の整備や民間シェルターの設置などが課題となっております。

なお、11月には、児童虐待、DV防止啓発等に

取り組む市内民間団体、Purple Ribbon Grace山形と協働し、市民向けパネル展「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、活動紹介のリーフレットを配布するなど、子供、女性への暴力をなくすための普及・啓発活動に取り組んでおります。

引き続き、女性のエンパワーメントにつながる支援の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、小項目２、女性の登用推進についてのうち、本市の女性職員のキャリア形成支援と本市の管理監督職に占める女性職員の割合についてお答えいたします。

まず、本市の女性職員のキャリア形成支援についてですが、現在本市では、男女を問わず新規採用職員から部課長級職員までの様々な職階に応じた階層別研修や、外部の研修機関に職員を派遣しての研修等を行い、職員のキャリア形成支援を行っているところです。

その中で、特に女性職員に特化したものでは、平成12年度から外部の研修機関が実施する女性職員向けの研修に、毎年１名から２名の職員を派遣していたところです。新型コロナウイルス感染症の蔓延による研修の中止に伴い派遣できない年もありましたが、近年では本市が毎年職員を派遣している研修機関において、女性の管理監督職員向けのカリキュラムが令和５年度から新設されたことを受け、昨年度と今年度に１名ずつ担当主査級の女性職員を派遣しております。

受講した職員からは、グループワークを通してリーダーとして有用なスキルを学ぶことができた、他市町村の女性職員とリーダーとしての悩みを共有できたと好評を得ていることから、今後も同様の研修に積極的に職員を派遣したいと考えているところです。

また、本市の男女共同参画全般について協議を行う米沢市男女共同参画推進本部会議では、若者の視点を施策に取り入れるため、市長や各部等の長に加えて、入庁15年程度までの若手職員にも会議へ参画してもらっております。

女性に限らず、若手職員の職場環境に対する率直な意見を幹部職員が聞くことで、全庁的に課題が捉えられるとともに、広義でのキャリア形成支援にもつながっていると考えております。

今後も、女性職員を対象とした研修への派遣のみならず、機を捉えて女性職員の活躍推進に資する取組を推進してまいります。

次に、本市職員の管理監督職に占める女性職員の割合についてお答えします。

議員がお述べのとおり、本市が令和5年2月に改定しました第2次米沢市男女共同参画基本計画改定版におきまして、市担当主査級以上の職員における女性割合を令和7年度に30%以上とする数値目標を掲げております。目標の達成状況を申し上げますと、令和6年4月1日付人事異動による担当主査以上の職における女性職員の割合は32.23%となっております。目標は達成しているところです。なお、部課長級である管理職については20%となっております。

今後も、女性職員が管理職に就くことができるよう、無理なく管理職を続けることができるよう、スキルアップを図る研修の実施や環境の整備等といった必要な取組を進めたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、小項目2、女性の登用推進についてのうち、民間企業の女性の管理職比率と審議会等の女性委員の登用状況について、また小項目3についてお答えいたします。

初めに、民間企業の女性の管理職比率についてお答えいたします。

本市独自の調査は実施していないため、市内の状況は把握できませんが、県が毎年実施している山形県労働条件等実態調査の中に、女性の管理職比率の項目がございますので、その数値を申し上げます。

令和5年の当該調査は、県内1,500事業所を抽出して調査を実施し、944事業所からの有効回答を得て集計されたものであります。調査結果によりますと、課長相当職以上の女性割合は16.0%であり、令和元年調査の14.6%と比較しますと1.4ポイント上昇しております。なお、係長相当職の女性割合について申し上げますと、令和元年の26.9%から、令和5年は29.5%と2.6ポイント上昇している状況であります。

次に、本市審議会等の女性委員登用率の状況についてお答えいたします。

市の男女共同参画基本計画においては、令和3年度末の実績値27.2%を令和8年度までに40%にすることを目標としております。令和5年度末の実績値は30.8%とやや増加しましたが、目標達成にはさらなる全庁的な取組が必要であると考えております。

課題の一つとして、委員を選定する際に関係団体の代表者を指定しており、その代表者が男性であることが多いことが挙げられますので、代表者に限らず女性の役員等を委員に選定する取組も行っております。

また、有識者の女性委員を選定する際の参考にもらうため、県内大学に所属する女性教員の専門分野や研究分野等を記載したリストを庁内で共有しております。

なお、40%を達成できない審議会等の分を他の審議会の上積みするなど、調整して個々の審議会の目標を設定しておりますので、各課等に個々の目標達成を働きかけ、市全体で40%の目標を達成してまいります。

次に、小項目3、多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティーを抱える市民の支援につい

てお答えいたします。

まず、公文書における性別記載の見直し状況について申し上げます。議員お述べのとおり、性の多様性に配慮した人権尊重を進めるため、令和元年12月に公文書における性別記載欄の見直しについての指針を策定した上で、性別記載欄の必要性を全庁的に精査し、不要なものは削除する取組を進めております。

令和元年度の調査では、必ずしも性別記載欄が必要でなく、かつシステム改修や要綱等の改正も要しない申請書は市全体で56件ありましたが、現時点では5件にまで減少しております。システム改修や要綱等の改正を要するものは、令和4年度調査時点で23件ありましたので、これらの見直しについても進めてまいります。

次に、山形県のパートナーシップ宣誓制度に基づく本市の取組についてお答えいたします。

令和6年1月に山形県が導入を開始した山形県パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーのカップルが、お互いの人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものであり、県は宣誓の事実を証明する山形県パートナーシップ宣誓書受領証を交付しております。

県内各市町村は、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を進めるとともに、対応する行政サービスを検討することが求められており、本市では、市営住宅の入居手続、同居の場合の住民基本台帳の続柄記載の変更、犯罪被害者等見舞金の受給、この3つの手続において対応を行っております。

現時点でこれらの対応への申請や相談はございませんが、今後もパートナーシップ宣誓制度や市対応サービスの周知啓発に努めてまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、(4)学校におけるジェンダーフリーの取組についてのうち、性別に

よらない名簿の導入状況について及び制服について、ジェンダー教育についてお答えします。

初めに、性別によらない名簿の導入状況についてお答えします。現在、市内のほぼ全ての小中学校が導入しており、来年度は導入率100%となる見込みです。

次に、制服についてお答えします。

中学校の制服については、統合中学校の開校に向けて新たな制服デザインを採用しております。この制服の導入に際しては、中学校の保護者の代表、教職員の代表で構成する米沢市立中学校制服検討委員会を開催し、中学生及びその保護者を対象としたアンケートの結果も参考にしながら、ニーズを十分に踏まえ、新制服のデザインを決定しました。

その際、男子の制服、女子の制服といった従来あった固定的な観念に基づくのではなく、選択肢として、そろえた制服アイテムの中から自分の身につけたいものを選ぶことができるようにしました。

スラックスについては、男女それぞれの体格の特徴に合わせたスタイルのものを用意しており、男女を問わず生徒誰もがどのスラックスでも選べるようになっています。加えて、自転車による通学等にも配慮する観点から、従来はなかったキュロットスカートを新たにアイテムとして設定しています。

このように、新たな制服については選択肢を増やした上で、その中から自分の着用したい制服をどれでも選択できるようにしております。

また、儀式の際にも、生徒は自分で選択した制服を着用しております。生徒がどのアイテムを着るかということよりも、TPOに合った着こなしをすることのほうに重きを置いて指導をしております。

最後に、ジェンダー教育についてお答えします。

学校教育の根底には、児童生徒が性別にかかわらず世界でたった1人のかけがえのない存在で

ある自分に誇りや自信を持ち、自己を理解し、他者を尊重する態度を育むことを重視する考えがあります。

LGBT教育は学習指導要領で明確に示されておらず、必ず授業で取り扱わなければならないというものではありませんが、今の社会の現状を学ぶ上で、児童生徒が知識として知っておくこと、また、教職員がそのような視点を踏まえながら指導することは大切だと捉えています。

本市で使用している中学校社会科の教科書には、公民分野で性の多様性への理解という項があり、同性愛の意識がある人や、身体的な性別と意識する性別との違いを感じている人について、欄外にこうした人々はLGBTと呼ばれることがありますと記載があります。

文部科学省が作成している生徒指導提要には、令和4年の改訂時に、性的マイノリティーに関する課題と対応についての項が新たに追記されました。そこには、性自認と性的指向は異なるものであり、対応に当たって混同すべきではないとの記載があります。LGBTQ+のLGBは、好きな相手を示す性的指向に関する頭文字で、T以降は性別違和に関するものです。

教育委員会としましては、生徒自身の性自認を尊重したいと考えております。各学校においては、性的マイノリティーとされる児童生徒一人一人に寄り添い、必要に応じて保護者や医療機関等との連携を図りながら、個別の支援を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 御答弁ありがとうございます。順次質問いたします。

まず、困難な問題を抱える女性への支援について、窓口の体制と、あとはNPOの話について御回答いただきました。

まず、先ほど健康福祉部長からも答弁がありましたけれども、NPOがほとんどないという話で

した。県内にも少ないということでした。こちら例えば団体設立がスムーズにいくように支援や助成を行うといったことが考えられますけれども、その点まずお伺いいたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 困難な問題を抱える女性の支援につきましては、非常に重要な課題と捉えております。

民間団体の設立についても、その支援体制の整備も不可欠だと考えておりますので、今後どのような助成等ができるかなどについても検討する必要があると考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 必ず民間との連携は必要になる部分だと思います。

続いて、今の体制について、電話の相談、あとは来庁しての相談体制だと思っています。直接相談所まで行って相談するというのは年々増えているということではありましたけれども、とてもハードルが高いです。電話もしづらと思います。特に、若年層の生活とか、コミュニケーションスタイルに合わないと思うのです。

山形市でいうと、LINEの相談窓口を設けています。本市では、LINEでの相談などは検討しているものかどうか、まずお伺いいたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員のお述べのとおり、直接来所することには抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。

現在、米沢市ではLINEでの実施に向けて具体的な検討には至っていないところですが、今後、他自治体で導入事例もあるということをお聞きいたしましたので、これらを参考に研究してまいります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 予算がかかることではありませんけれども、コミュニケーションスタイルに合った相談窓口を設けるということが必要にな

と思っています。

これは今のLINEの話にもつながりますけれども、今の相談体制は必ずその当事者本人が相談をする前提で成り立っています。さっきもお話がありましたけれども、若年女性が多くて、もしかしたら大人の相談員に対しての不信感とか、価値観のずれがあるかもしれません。なので、最初に話を聞くのは、自治体によってはなるべく相談者と同じ世代にするなどといった配慮をしているところがありますけれども、米沢市は今後の相談体制とか窓口の体制については、いかがお考えでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、本市では女性相談支援員1名の体制であります。ほかの職員と協力して、できるだけ複数体制で対応するように努めているところです。

本市の相談者の年代別の割合になりますけれども、令和5年度では10代はいませんでした。20代が14%、30代は48%、40代は22%、50代以上が13%という状況になっております。

また、知人や御家族など本人以外の方からの相談も多くあり、対応しているところです。

女性相談支援については、資格要件というものはございませんが、この職務を行うには必要な能力及び専門的な知識経験を有する者が望ましいとされておりますので、今後とも適切な相談体制の整備には努めてまいります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 今、複数体制でやられているということでした。

若年女性の割合は少なかったですけれども、そういったところは今後増えてくると思います。法律もできましたし、若年女性のところでいうと、相談できると思っていないというところがまずあると思います。

誰にも相談できない悩みを抱えることとか、暴力、さっきもありました性的な被害に遭う可能性

はどこにでもあると思っています。これはもう都市部だけではないと思っています。あと、家にお金がない、あと居場所がないというのは、若年女性、彼女たちの責任ではないわけです。自己責任ではないということです。

先ほども民間団体との話、連携がありましたけれども、支援が必要な人に適切な支援を届けるというのが行政の役割です。効果の見えづらい事業だと思いますけれども、こちらの分野に関しては必ず広がっていくというか、必要としている人は少なくないと思っています。

行政は、事業を始めるまでは大変ですけれども、継続性があるという部分があります。一方で、民間団体は素早く始められるけれども、継続、活動を続けていくことが大変な面があるというところがあります。

なので、民間と行政で連携をする、若年女性に関わる問題、あとは女性に関わる問題も一緒に取り組んでいく必要があると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 官民連携は非常に重要な要素であります。県の基本計画においても、状況に応じたきめ細やかで寄り添いながら続ける支援の重要性が触れられております。

官民連携につきましては、先ほども申し上げましたけれども、県とも連携を図りながら、また民間団体における補助制度なども創設されるようにもお聞きしておりますので、情報収集にも努めながら対応してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ぜひよろしく願いいたします。

では、続いて、女性の登用推進について、お伺いいたします。

先ほど、本市に本社を置く民間企業の女性の役員比率とキャリア支援、あとは審議会のお話をいただきました。

本市に本社を置く民間企業の女性の管理職、数字は県の数字が出てきましたけれども、こういった取組を高めるために、本市として何かアプローチされている取組があれば教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 お答えします。

国の例を少し申し上げますけれども、厚労省では、特に女性の活躍推進の取組が優良であるなど一定の要件を満たしている企業を「えるぼし」として認定する制度があり、この認定を受けるための評価項目の一つに、管理職に占める女性比率の基準が定められています。

この「えるぼし」認定を受けた企業におきましては、女性が働きやすい環境が整備されることで、結果としまして女性管理職の割合が増えるなどの好循環が生まれることに加え、広く女性が活躍できる企業であることを周知、PRすることによって、選ばれる企業としての企業価値向上につながるものと考えています。

市でも、この「えるぼし」認定制度についての理解を深めるため積極的に取り組んでいただきたいということで、市のホームページや広報などで広く周知しながら、企業側の女性活躍に向けた取組の意識醸成に努めているところです。

なお、これまで県内では29社、そのうち米沢市内では3社が「えるぼし」企業に認定されているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 「えるぼし」認定という話が出ました。これは前から認定はありますけれども、置賜地区、米沢市は3社、しかも1社は最近取られたと思っています。なので、先ほど庁内の数字は、管理職、割と30%ぐらいの数字が出ていると思いますけれども、民間と庁内で若干差があると思っていますところ。

「えるぼし」認定以外の部分で、この周知などしているものがあれば、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 国の情報を積極的にPRしておりますけれども、今のところはこの「えるぼし」企業が、条件といますか、そういうところが一番しっかりしておりますので、ここについて周知することに努めているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） まず、3社だけというところは寂しいので、増やしていきたいと思うところでもあります。

では、続いて、多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティーを抱える市民の支援について、先ほど公文書における性別記載欄の部分と、あとはパートナーシップ宣誓制度について御回答いただきました。

まず、パートナーシップという言葉、認知度についてです。こちらも米沢市の第2次米沢市男女共同参画基本計画の中に目標が入っていると思います。こちらの数値目標でいうと、令和8年度までに市の職員はパートナーシップの認知度100%、市民の方は70%と掲げておりますけれども、まずこの辺の達成の見込みについて教えてください。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 パートナーシップ宣誓制度につきましては、市では広報やホームページで周知を行ってきておりますし、県が今回制度を設けたことによって、これが大きく報道されましたので、認知度は上がってきているのではないかと考えております。

市職員の認知度につきましては、令和4年度の職員アンケートで52%でありましたけれども、今年度、70%にまで上昇しております。

市民の認知度をはかる市民アンケートにつきましては、次回の男女共同参画基本計画の改定時に実施したいと考えておりますので、それまでさらなる市民周知に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。
今、市職員で70%というところでした。

実際、パートナーシップと聞いて、まだどうい
う言葉なのかという感触があります。市民70%と
いうところは、先ほど周知をするということでした
けれども、具体的にどのような実施計画に落とし
込んでいくのか、具体的などころがあればお教え
ください。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現時点で具体的などころ
はありませんけれども、やはり市の広報などで、
これまでもいろいろな場面でお知らせしてはおり
ますので、そういったところをやはり繰り返し
やっていくということが大事なのかなと思ってい
ます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） なかなかその認知度を
はかるところも難しいところではありますけれど
も、意識醸成が必要なのだと思うところであり
ます。

続いて、パートナーシップ宣誓制度に関わると
ころですけれども、県のホームページを見ますと、
パートナーシップ宣誓制度について詳しく書いて
あると思います。

私自身が評価しているところは、アウトティング
についてです。何かというと、本人の意思に反し
て、性自認または性的指向を第三者に公表しては
ならないと、アウトティングを禁止事項にしてい
る点が非常に優れていると思って評価しています。

この点について、先ほど3点、対応する事項が
あったと思います。何かというと、住民票の対応
とか、市営住宅の対応、そういった部分は窓口
においてもアウトティングの意識を共有している
ものかどうか、お伺いいたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 山形県パートナーシップ
宣誓書に記載されている情報につきましては、個人
情報でありますので、当然ながら厳重に管理す

るとともに、性的指向や性自認に基づく不当な差
別的な取扱いがないよう市内でも周知徹底して
まいります。

なお、パートナーシップ宣誓制度に関する相談
に限らず、相談者からプライバシーに配慮してほ
しいという要望があれば、別室等での対応をする
など、そういった取扱いも行っているところであ
ります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） まだパートナーシップ宣
誓制度の利用者はいないということでしたけれ
ども、今後出てくるということで、意識の共有
をお願いいたします。

続いて、性の多様性について県がアンケート調
査をしています。令和5年度県政アンケート調査
というものです。

その結果の中に、性の多様性についても調査結
果がありました。どんな内容かということ、性の多
様性が尊重される社会づくりに向けて、県が取り
組むべきことは何なのかというアンケートです。

1番目に多かったのが、相談窓口の設置69%、
2番目が性の多様性を理解するための学校教育、
3番目が行政職員や教職員への研修ということ
でした。

これが本市に当てはまるかどうかはまた別かも
しれませんけれども、相談窓口の設置については
非常に大事なことだと思っています。この辺、
当局としては、今検討しているものがあるかど
うかお伺いいたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 こういった相談業務につ
きまして、やはり専門知識を持つということが大
事だと思っていますので、現在本市では専門知識を
持っている職員がおりません。ですので、こうい
った制度の窓口については設置していないところ
であります。

なお、パートナーシップ宣誓制度に関する相談
であれば、この制度の窓口である県の担当課を紹

介しておりますし、また性の多様性全般についての相談ということであれば、山形県のほうで男女共同参画センターを設置しております、ここで設置している一般相談、あるいは心の相談などの窓口を御案内しているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

では続いて、学校の中のジェンダーについてお伺いいたします。

先ほど、名簿の話、あとは制服の話について御回答いただきました。

今度は、先生方のジェンダーについてお伺いたします。学校に通っている子供たちが、教育の中でも、日常生活においても、ジェンダーレス、ジェンダーフリーになっていく中で、一方で教職員の先生方の意識はどうかというところですか。

例えば、小さな話ですけども、卒業式とか、これはアンコンシャスバイアスの話です。例えば、担任を持つ女性の先生は、はかまを卒業式に着るというのが今までは一般的だったかもしれません。その辺は強制されていないか、職場内のアンコンシャスバイアス的なものが働いていないかどうか、教職員の先生方の意識はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 確かに、卒業式で、はかまを着用する女性の教員も、これまでもおりましたし、現在もいると思いますけれども、必ずそうしなければならないということを強制しているわけではなくて、各校において本人の希望、あと自己決定というものを尊重している状況でございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、アンコンシャスバイアス的なものが強制されていないところで、先生方も意識を持ってほしいということの意味の質問でした。

さっき、教育長から、文部科学省の生徒指導提議の話をしていただきました。この部分で、12章の性に関する課題のところ、先入観を持たずにその時々の子供生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要だと書いてあったと思います。

この部分についてなのですが、例えば性同一性障がいに関わる児童生徒に対する学校における支援の事例が書いてあったと思います。着替えるとき保健室の利用を認めたりとか、あとトイレは職員トイレや多目的トイレの利用を認めるといったことが事例として書いてあります。

実際の本市においての現場ですけども、いろいろ先生方、臨機応変に対応されていることが予測できるわけですが、教育委員会として把握されているものがあればお教えください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 性的マイノリティーだけでなく、様々な事情を抱える児童生徒がおります。詳しい内容につきましては言及できかねますけれども、職員トイレですとか、多目的トイレ、あと着替える場所ですとか、服装、様々なことについて、学校、あと保護者が密に連携を取りながら、こちら教育委員会のほうにも報告をもらいながら進めているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

学校、保護者の連携を取っているという話でした。

先ほど答弁の中で、LGBTQ+という言葉については、学習指導要領の中で具体的に求められていないという話がありましたけれども、本市の方針としてはLGBTQ+の学習というのは、その枠組みを超えて一人の人間として指導するという方針で理解したのですが、もう一度お考えをお聞かせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員お述べのとおりです。教科の授業等で扱っていることもございますの

で、基本的にはそういった教科の授業等での学習などを踏まえながら、でもやはり個人を尊重するような形で、個人の尊厳ですとか、様々なことを大切にしていくというスタンスで考えているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

壇上でも話をしましたけれども、やはり小中学生、多感な時期ですので、いろいろ難しいところが現場でもあるのだらうと思います。

LGBTQ+という言葉が先走っていくのも、なかなか危惧するところを私自身は感じているところです。

では、少し早いですけれども、最後に市長にお伺いしようと思っていました。先ほどお願いしました。

今回、ジェンダー、LGBTQなど性の多様性についてお伺いしました。去年、近藤市長は「母になるなら米沢市」ということをおっしゃっていただきましたけれども、これは見方によっては母親だけなのかと、アンコンシャスバイアスではないかという指摘がありそうなところです。

先ほども話が出てきた中で、性の多様性とか、LGBTQ+については、本市においてはまだまだこれからの意識醸成だと思っています。

米沢市のホームページにも書いてありましたが、私の周りにはいないからという方がいますけれども、いないのではなく、言えないのかもしれない。まだまだそういう社会だということです。

様々な課題感があるところですが、最後に近藤市長のお考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。近藤市長、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

大変大事なテーマなので、できることならばもう少し前に御通告いただいたほうがありがたい

かなと思っていますところですが、議員の質疑をずっと伺っておって、やはり多様性を認める社会というのは、ある意味で当たり前の社会でしょうから、そういう社会を目指していくと。

よく言われる誰一人取り残さないという社会は、実は、これは立場の弱い方を救済するというのではなくて、全体の市民の幸福度ということを底上げするのだと、こういう発想で取り残さない社会をつくるのだということが非常に大事だろうと、こんな思いであります。

先ほど冒頭おっしゃった、「母になるなら米沢市」というのはいかがなものかという御意見もあるかもしれないという話でしたが、私は全くそういう意識ではなくて、例えば母親になるということが、現実でいうと、マイナスだと、リスクだと思われている方が多いのも、昨今の少子化のことを見ますと事実なのです。やはりどうしても、体力的にも、様々な面で、母親になるということは非常に重たい負担だと思われる現実もあるわけですから、これをやはり解消するべきだということで標榜しているということなので、何も差別を助長するような意識は毛頭ないと思っていますし、やはりそれを言ったら女性が働きやすい社会をつくるということ自体は、これまた逆に変な話ですけれども、では男性はどうなのだという、これまた逆差別の議論を呼ぶわけですから、あまりそこは言葉尻をつかまないほうがいいのかなという気を私はしているわけであります。

いずれにいたしましても、まだまだ多様性を本当に日本社会が認め合っている現実になっているかという、遅れている部分がたくさんあるわけでありまして、実務的にも議員が御指摘したとおりでありますから、ここは一つ一つ細かく体制を取っていくことが重要なと思います。

あと1点、これは米沢市も、まさに山口部長が、担当者は1人だけなのだというお話をされておりました。改めてこういうことに対応しようとすると、米沢市でもそういう状況ですから、例えば

置賜3市5町で、飯豊町とか、小国町とか、各自治体がそこで対応できるかという、恐らく現実的にはかなり難しいのだろうと思うわけであります。

きめ細かな対応を取ろうと思うと、やはりそこら辺は、本当に置賜3市5町できちんと対応を取ろうと思うと、こういった行政課題は、ますます職員が不足する中で、現実として大変難しい局面になるということを感じた次第であります。こういったことも新しい行政課題でありますから、ある意味で、置賜3市5町で、お互い胸襟を開いて体制を整えることも行政の対応という意味では非常に大事ということと、御指摘された官民連携というものも、そういう意味でいきますと非常に重要になると感じた次第でございます。

取り留めない話で恐縮ですが、以上でございます。

○相田克平議長 以上で3番高橋千夏議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時12分 散 会

